

「男女が共に生きるまち八王子プラン」

- 平成16年度 評価報告書 -



八王子市男女共同参画センター

平成18年1月

八王子市

八王子市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、ここに八王子市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. わたくしたちは、男女がお互いに尊重し合えるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、あらゆる分野に男女が平等に参画できるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、家庭・地域・職場で男女がともに責任をにない、いきいきと働けるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、男女がともに健康で安心して生活できるまちをつくれます。

平成11年12月6日

八王子市

目 次

1 . 男女が共に生きるまち八王子プランの評価について	
1 - 1 プランとその評価	1
1 - 2 評価の手法について	3
男女が共に生きるまち八王子プラン 体系図	5
2 . 評 価	
2 - 1 個別事業評価	7
2 - 2 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価	61
2 - 3 指標と数値目標	63
3 . 資 料	
3 - 1 評価作業の経過	67
3 - 2 施策推進委員会 委員名簿・開催経過	69
3 - 3 その他資料	71

1. 男女が共に生きるまち八王子プランの評価について

1 - 1 プランとその評価

施策の体系

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。「男女共同参画社会基本法」では、社会のあらゆる分野において、男女共同参画施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

本市の行動計画である「男女が共に生きるまち八王子プラン」(以下、「プラン」という。)では、人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成を目指すことを目標とし、この目標達成のための5つの主要課題を次のように掲げています。

- 男女平等と共同参画の意識づくり
- あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成
- 健康で安定した生活基盤の確立
- 計画の推進

これらの主要課題を達成するために、14の課題を設け、それぞれに2～3の具体的な施策を掲げ、施策の実現のための125の事業を定めました。

あらゆる分野において施策の推進を図っていくために、125の事業については、教育、社会教育、高齢者、産業、福祉、子育て、地域医療などの幅広い分野の所管課の事業から成り立っています。〔施策の体系図 参照〕

評価の目的と課題

男女共同参画社会の形成のためには、プランがどの程度達成されたか、またプランに定める事業が、どれほど効果的であるかを、客観的に評価することが必要です。

それによって、どの分野で男女共同参画が進んだか、あるいは進んでいないのか、どの事業が効果的か、あるいは効果的でないのかが明らかになり、次に取り組むべき課題等もはっきりしてきます。

このように、評価はたいへん重要です。

しかし、どのような手法によって評価すれば良いかということになると、難しい問題があり、評価の手法はまだ確立されていません。

本年度は、1 - 2 で述べるような手法を用いましたが、これは完成されたものではなく、今後とも手法のあり方を深めていく必要があります。

マネジメントサイクル

八王子市では、平成15年度から、「八王子ゆめおりプラン」の進行管理をはかるために、行政評価を実施しています。これは、「ゆめおりプラン」の各事業を、一定の基準、視点にしたがって評価し、その結果を次年度以降に反映させるしくみで、ゆめおりプランの実現に、各事業がどれほど貢献しているかを評価するものです。

計画（Plan）と予算編成 - 予算執行（Do）に、評価（See）というプロセスを導入することにより、事業の達成度、効率性などの客観的な評価の結果を予算に反映させるとともに、評価を実施計画にフィードバックさせることで、「八王子ゆめおりプラン」の実現に向けた効率的、効果的な行政運営を進めていくもので、マネジメントサイクルをなしています。

そこで、「男女が共に生きるまち八王子プラン」においても、計画（Plan）と事業実施（Do）に評価（See）を加えるとともに、その結果を庁内にフィードバックして、予算編成への反映を促し、プランの効果的な推進のためのマネジメントサイクルの構築を目指すものです。

市民への公表

男女共同参画施策を推進するためには、市民の方々に、男女共同参画について理解してもらうことが欠かせません。そのためには、まず、八王子市が、どのように事業を進めているのか、また、どれだけ進んでいるのかを知らせることが必要です。

そこで、評価の結果を市民に公表し、意見に耳を傾け、施策に反映させていきたいと考えています。

1 - 2 評価の手法について

評価の種類

プランの達成度を評価するためには、複数の方向から、それに適した異なる手法による評価が必要になります。

まず、プランを構成する125の事業が男女共同参画の視点からみてどれだけ効果をあげたかという問題があり、さらに、それによって男女共同参画社会の形成に向けて、何がどれだけ進展したかという問題があります。前者は、いわば入口評価であり、後者は出口評価です。そして注意しなければならないのは、事業が効果的に実施されても、それによって男女共同参画が実際にどれだけ進展したかは、必ずしもはっきりしないということです。

次に、評価するのは誰かという問題があります。これには大きく分けて、市民が行う第三者評価と行政が行う自己評価の2つがあります。

さらに、評価はできるだけわかりやすく、客観的でなければなりません。数値目標や指標を定めるなど、数値によって表すのは、そのための有効な手段です。

プランの評価は、いま述べた3つのことを考えて多角的な方法を組み合わせて行わなければなりません。

本市における評価の構成

前項までに述べたことから、本市における評価は、次の3点によって構成することとしました。

担当所管課による個別事業の評価

評価シートにもとづく自己評価

男女共同参画施策推進委員会による第三者評価

ヒアリングによる第三者評価

数値目標と指標

	入口評価	出口評価	
自己評価	所管課による事業の評価		数値目標
第三者評価	男女共同参画施策推進委員会による事業の評価	男女共同参画施策推進委員会による事業の評価	指標

【 担当所管課による個別事業の評価】

プランの着実な実施のためには、施策のもととなる125の事業について、進捗度を把握し、その効果を評価することが大切です。

プランに定めた125の事業は、男女共同参画社会の形成を直接の目的とするものもあれば、そうでないものもあります。教育、産業、福祉、子育てなど、事業目的は男女共同参画そのものの推進ではないけれども、その事業が推進されることで、男女共同参画社会の形成のための基盤が整備されるものが数多く含まれています。

そこで、125の事業を評価することについては、その事業の目的がどれだけ達成されたかという通常の事務事業評価ではなく、その事業が男女共同参画社会の形成にどれだけ寄与したかという男女共同参画の視点による評価を行うことが必要です。

そのために、各事業の上位にある施策を実現するために必要な「男女共同参画の視点」を明らかにし、その視点による各事業の評価を行いました。その際、今述べたように、各事業が目標とするところと男女共同参画の視点での目標が同じとは限らないことから、数値のみによる評価ではなく、各事業において「男女共同参画の視点での事業の進捗度を評価する」ということに重点を置きました。

【 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価】

八王子市男女共同参画施策推進委員会によるプランの第三者評価です。

今年度は、平成17年5月26日、8月29日の2回にわたって、いくつかの施策、事業について、所管課からヒアリングを実施し、それにもとづいて評価を行いました。

【 数値目標と指標】

プランの実行によって、男女共同参画がどの分野でどれくらい進んだかを、数値によってわかりやすく示します。

数値目標は、本市の努力によって達成することが可能なもので、指標は、本市の努力によって達成できるとは限らないものもあります。

* 男女共同参画施策の推進状況を評価するための「数値目標」については、来年度以降、順次設定していきます。

主要課題

課題

施策

7 男女平等と共同参画の意識づくり

(1)学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

幼児教育における環境づくり
教育内容の充実
学校運営の充実
教育の場における男女平等体制の整備

(2)あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

学習機会の拡充と情報提供の充実
学習しやすい環境の整備
大学との連携強化
家庭における男女平等の意識づくり
行政における男女平等の意識づくり
男女共同参画推進のための意識の啓発
男女共同参画推進のための調査・研究

(3)人権を尊重する意識の醸成と擁護

女性に対するあらゆる暴力の根絶
人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習
人権の尊重に基づいた相談と援助

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

(4)政策・方針決定過程への女性参画の推進

審議会などへの参画の推進
行政運営への参画の推進
政治参加への意識づくり

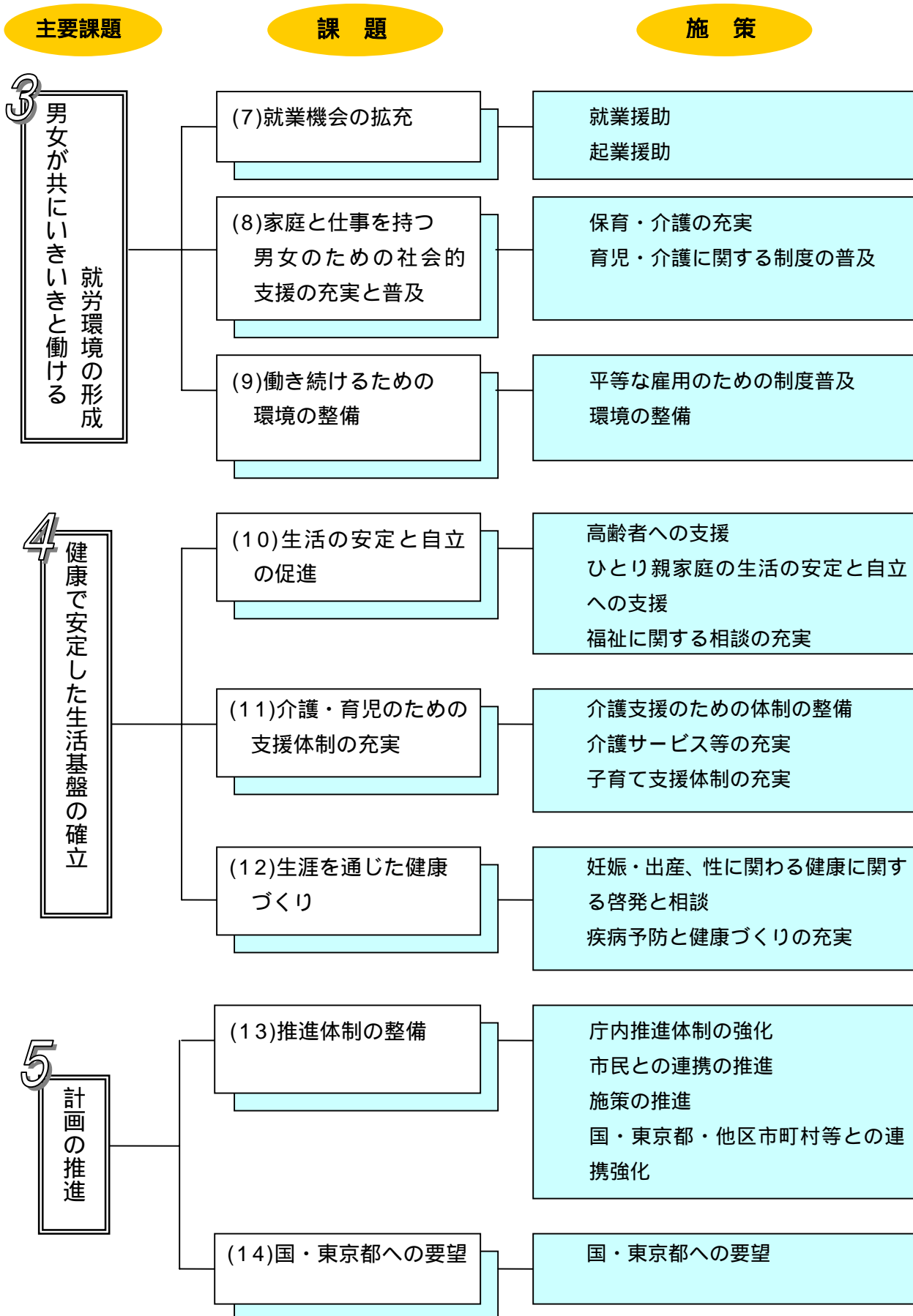
(5)家庭・地域における男女共同参画の促進

家庭における参画の促進
地域活動への参画の促進
市民協働・ボランティア活動への参画の促進

(6)国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

国際理解に関する学習機会の拡充
国際交流の推進

目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして



課題 1 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

課題説明

現状

男女共同参画にかかわる意識調査*で、「男女平等が望ましいと考えている」と答えた人の割合が8割近くいるなか、「現在、男女平等になっていない」と答えた人の割合は、6割を超えている。

目指す方向

次世代を担う子どもが、男女平等意識を身に付け、性別による固定的な役割分担意識によらず、個性と能力を伸ばすための環境の整備を行う。

*「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」(平成14年度実施)

プラン体系

主要課題 1

男女平等と共同参画の意識づくり

(1) 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

施策

幼児教育における環境づくり
 教育内容の充実
 学校運営の充実
 教育の場における男女平等体制の整備

<「ゆめおりプラン」との関連>

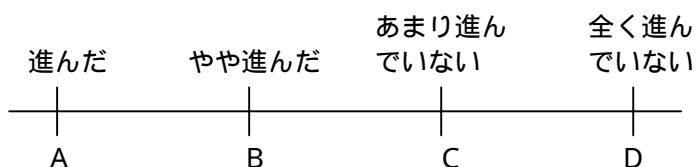
NO.13 子どもの健全育成
 NO.19 学校教育の充実
 NO.20 特色ある学校づくり
 NO.21 開かれた学校づくり

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



幼児教育における環境づくり

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.1 幼児教育にあたる職員の男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	男女の差別なく人間として尊重されるような周知を図るため、各幼稚園に周知依頼文を送付した。	B	子育て支援課
No.2 性別にとらわれない教材等の使用	3	男女の差別なく人間として尊重されるような周知を図るため、各幼稚園に周知依頼文を送付した。	B	子育て支援課

教育内容の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.3 教職員の意識づくり	1	研究推進委員会「男女平等教育研究班」において男女平等教育について研究を推進し、研究紀要にまとめ全教員に配布して、意識づくりを図った。(年10回程度研究会を実施)	B	指導室
No.4 男女平等の視点にたった進路指導の啓発	2,3	進路指導主任研修会を実施する中で、進路指導にあたる教職員の意識づくりを図った。(年6回研修会を実施)	B	指導室

学校運営の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.5 男女平等の視点にたった学校行事の見直し	3	夏期パワーアップ研修会における、「特別活動等に関する講座」の開設(総合3講座、特活3講座)により、意識づくりを図った。	B	指導室
No.6 男女混合名簿などによる生徒の男女平等の意識づくりのための工夫	1	男女平等参画社会の視点に立った男女混合名簿の活用をしている。(小学校54校、中学校9校で実施。各校の実情に応じたの活用となっている。)	C	指導室
No.7 男女平等に基づく学校運営を点検評価するための制度や機関の設置の検討	1	男女平等に基づく学校運営を点検評価するための制度や機関の設置について、検討している。	C	指導室
No.8 保護者会等の土・日や夜間の開催	4	学校説明会の休業日実施を指導、全校で学校説明会等、何らかの行事を休業日に実施した。	B	指導室

教育の場における男女平等体制の整備

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.9 児童館、学童保育所職員への男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	行事の参加について、男女別枠を廃止し、こどもたちの自主的判断を尊重した。また、児童館などの日常活動から、区分け方法としての「男女別」を廃止し、こどもたちの意識の啓発を図った。さらに、幼児と保護者を対象とした児童館事業において、父親の参加を促進する企画内容を実施した。	A	児童青少年課
No.10 教育相談の充実	1	教育相談担当者連絡協議会の実施（年2回）、夏期パワーアップ研修会での教育相談に関する講座の開設、メンタルサポーターの配置などにより、教職員の意識づくりを図り、教育相談の充実が進んだ。	B	指導室
No.11 女性教師の管理職試験の受験拡大	4	男女教員を問わず、受験情報の提示を行った。	C	指導室

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	学校で教職員への研修などを実施し啓発を進めている。 また、児童館や学童保育所において、積極的な取り組みが行われている。

今後の課題

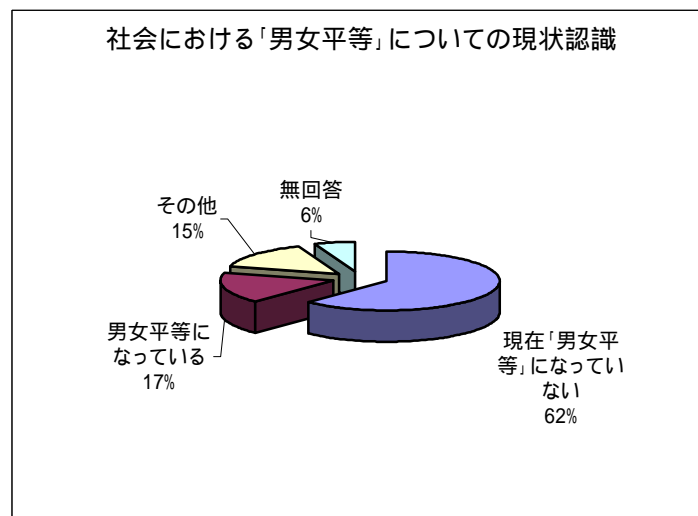
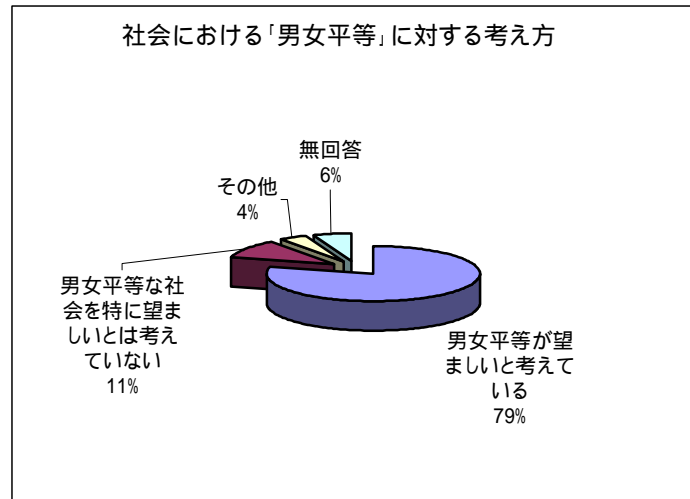
研修など教職員の意識づくりが図られているものの、授業において、いかに男女平等に関する教育を実践するかが課題である。

また、保護者などの、子どもの周囲にいる人々の意識づくりや地域の人材の活用についても課題であり、「課題2・あらゆる場における男女平等に関する学習の推進 施策 家庭における男女平等の意識づくり」との連携が必要と考えられる。

参 考

*****「男女平等」に関する意識と現状*****

- 「男女平等が望ましい」と考えている人の割合に比べて、現在「男女平等になっている」と感じている人の割合は、まだ少ない状況です。



「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」(平成 14 年度実施)より

課題 2

あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

課題説明

現状
 固定的な役割分担意識により、女性の社会進出が進んでも、女性が家事等を担うべきであると思っている人が多い。一方、男性も家族への経済的責任をひとりで背負うことで悩んでいる人がいるといわれている。

目指す方向
 男女が、固定的な性別役割分担意識について見直すための学習機会や情報提供の充実と環境の整備を行う。

プラン体系

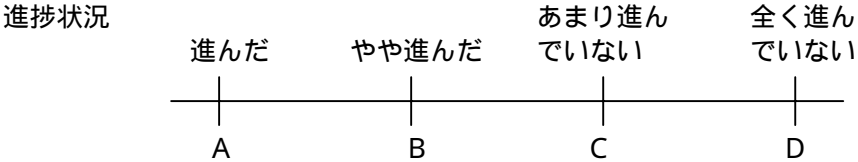
主要課題 1
男女平等と共同参画の意識づくり

(2) あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習機会の充実と情報提供の充実 学習しやすい環境の整備 大学との連携強化 家庭における男女平等の意識づくり 行政における男女平等の意識づくり 男女共同参画推進のための意識の啓発 男女共同参画推進のための調査・研究 	<p><「ゆめおりプラン」との関連> NO.22 生涯学習の推進</p> <p><関連する個別計画> 八王子生涯学習プラン</p>
---	---

施策の実施状況

- 男女共同参画の視点**
- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
 - 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
 - 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
 - 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
 - 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
 - 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
 - 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
 - 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
 - 12 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
 - 13 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
 - 14 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。



学習機会の充実と情報提供の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.12 男女共同参画の視点にたった講座等の充実	4	男女共同参画社会形成に関わる内容の講座を企画、実施（17講座、延べ1,749名参加）。また、センターだよりやホームページを通じ、講座の内容や開催模様の周知を行った。また、自主活動グループ支援として、講座を受講した方が、受講後に自主的な活動をすることを支援した。会場、関連情報の提供や、広報活動の援助、活動に関するアドバイス等を行った。	B	男女共同参画課
		従来の女性問題講座と市民講座を合わせた「市民自由講座」4講座を開催した。	C	学習支援課
No.13 学習に関する情報提供の充実	6	「はちおうじし男女共同参画センターだより」を発行し、男女共同参画センター主催講座等の開催や実施状況を、情報提供した（年3回）。また、講座開催予定等について、ホームページをより充実させ、情報提供を行った。	A	男女共同参画課
		「はちおうじの公民館」や講座チラシ等を市内施設で配布するとともに、窓口やホームページなどで学習情報の提供を行った。また、社会教育指導員（嘱託）2名、社会教育主事任用資格者（嘱託）2名を配置し、学習相談に応じた。学習相談件数は増加。	B	学習支援課
No.14 出前講座の充実	6	市民が主催する学習会などに市職員が出向き、担当事業などについての専門知識を活かした説明等を行った。（開催142件、参加者5,601名、78講座）	B	生涯学習総務課
No.15 自主活動グループの育成・支援	6	男女共同参画センターの講座を受講した方が、受講後に自主的な活動をすることを支援した。活動場所、関連情報の提供や、広報活動の援助、活動に関するアドバイス等。16年度新規自主活動は4グループ。	B	男女共同参画課
		主催講座から派生し、活動を開始した団体は、登録から6ヶ月間使用料を免除することで活動支援。 平成16年10月1日廃止（他の団体との公平性の観点から）とし、個人の使用を可能にした。	C	学習支援課
No.16 学習を支援する人材の育成と相談体制の充実	6	生涯学習総務課との共催講座「生涯学習コーディネーター入門」を開設した。また、社会教育指導員（嘱託）2名、社会教育主事任用資格者（嘱託）2名を配置したなかで学習相談に応じた。	B	学習支援課
No.17 交流の場の提供	6	「映画&トーク」と「ママ・パパの仲間づくり」を隔月ごとに実施し、それぞれテーマを設定しながら、男女共同参画センター内スペースを交流の場として提供した。延べ参加者数は、126名。	A	男女共同参画課

学習しやすい環境の整備

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.18 学習活動の拠点機能の充実	6	公民館3館により学習室等の提供を行うにあたり、平成16年10月1日よりインターネットでの学習室等の予約を実施して市民に利用しやすくした。	B	学習支援課
No.19 市民センターの活用の促進	6	市民センター17館の管理運営を(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団に委託するとともに、地元地域住民協議会が主催する市民センターまつり等各種行事や講座の支援を同財団補助金を通じて行った。各施設により会議室、和室、体育室、調理室、音楽室、多目的室、談話コーナー、乳幼児のためのプレイルーム、地区図書室等を設置しているが、本年度はベビーベッドとベビーチェアを6箇所設置した。また、地区図書室は貸出日を週1日増やし、利便性を向上させた。利用人数は伸びている。(16年度は1,948,943人)	B	協働推進課
No.20 小・中学校余裕教室の活用	6	学校の余裕教室の選定・活用は行ったが、16年度は優先度の高い防災備蓄倉庫・学童保育所に転用を図った。子育て中の男女が学習や活動をできるような教室への転用はできなかった。	C	施設整備課
		生涯学習活動、地域コミュニティ活動等を行う団体のスペースとして学校の余裕教室を開放した。利用者数、利用回数が減少している。(16年度は、利用日数108日、利用者数1,281名)	C	生涯学習総務課
No.21 学習機会の確保のための保育の充実	6	ほっとタイムサービスを実施し、生涯学習センター図書館、生涯学習センター及び公民館を利用して学習する方の子(満1歳以上小学校入学前)を一時預かりする。利用者数1,324名。併せて、男女共同参画センター講座開催時等の託児実施した。利用者数103名。	A	男女共同参画課
		平成16年2月1日より男女共同参画センター、学習支援課、生涯学習センター図書館の3課の共催事業として実施した「ほっとタイムサービス」を更に充実して、子育て中の男女の学習活動を支援した。	A	学習支援課

大学との連携強化

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.22 大学との連携強化	6,1	性別に関係なく、「だれもが自由に学べる開かれた学び舎」として、市と地域の大学等、企業及び市民との協働により「八王子学園都市大学・いちよう塾」を開学し、誰もが意欲をもって学ぶ機会を提供している。(平成16年9月1日～・79講座実施)	A	学園都市文化課

家庭における男女平等の意識づくり

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.23 固定的な性別役割分担の見直しのための啓発、講座の充実	3	夫婦間のコミュニケーションを題材として、家庭や地域での男女共同参画について考える講座を開催した。(年1回)また、家族や男女の生き方をテーマにした映画を鑑賞し、その後参加者同士で話し合うイベントを開催した。(年5回)さらに、「父子でおいしいパスタづくり」講座の開催し、父子間のコミュニケーションを図り、料理の楽しさを知ってもらいながら、性別役割分担の解消を図った。(年1回)	A	男女共同参画課
No.24 家庭教育支援のための冊子の作成	1,3	性に関する様々な情報が氾濫するなかで、家庭において正しい性理解のもとに親子間で適切な話し合いを行うための手引書として、小・中学校の新一年生の保護者を対象に配付した。(小学校 5,400部 中学校 5,300部)	B	生涯学習総務課
No.25 女性を取り巻く制度、社会問題についての意識啓発と情報提供	1,2,3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」において、「若者にみる結婚観」の特集を組み、社会問題化している若者の未婚化に性別役割分担意識の問題点があることを指摘、また、DV防止法改正の概要などを掲載し、新聞折込みによる各戸配布を行い啓発をした。(200,800部発行)	B	男女共同参画課

行政における男女平等の意識づくり

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.26 職員研修の充実	1	職員に対して、男女共同参画への理解を深めてもらうために、男女共同参画に関する研修を実施。(年1回、参加者数88名)また、職員に対して、DVの問題への取組の必要性や効果的な施策の推進の理解を進めるため、庁内LANを活用して、「DV Web講座」を実施した。	A	男女共同参画課
		男女共同参画課と共催で職員研修を実施、また、セクシュアル・ハラスメント防止研修を開催した。セクハラ防止研修は、全職員受講に向けて着実に推進している。	B	職員課
No.27 庁内への情報提供の充実	1	男女共同参画社会実現への弊害となるDVの問題について、web講座を行政ネットワーク上に開設し管理職研修後、全職員への情報提供を行った。	B	男女共同参画課
No.28 行政に関わる相談員等への情報提供	1	庁内の相談員相互の共通認識を高め、男女平等の視点にたった相談を行うために、「女性の相談に関わる相談員の情報交換会」を開催した。(年3回)また、女性の自立を支援するための相談事業を行っていく中で、ジェンダーの視点にたった共通認識を持つため、学習会「相談に必要なジェンダーの視点について」を開催した。	B	男女共同参画課

男女共同参画推進のための意識の啓発

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.29 男女共同参画啓発情報紙の全戸配布	1,2,3,4	情報紙「ばれっと」を年1回発行し、新聞折込による各戸配布を行い、男女平等や男女共同参画に関して、市民に対し意識の啓発・普及を図った。	B	男女共同参画課
No.30 「女と男のいきいきフォーラム八王子」の開催	1,2,3,4	男女平等や男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、理解や知識を深めてもらうため、「第14回女と男のいきいきフォーラム八王子」を開催した。(参加者数 203名)	C	男女共同参画課
No.31 男女共同参画に関する情報の収集と提供	4	情報資料コーナーを設け、資料の収集と、複数ある資料については貸出による資料提供を行っている。また、市民用のパソコンを設置し、男女共同参画に関する情報について、インターネットによる収集を可能とした。さらに、同じ建物にある生涯学習センター図書館で所蔵している男女共同参画関連図書について、「ちょっと立ち止まって!」コーナーを設け、資料の紹介を行った。	B	男女共同参画課
		男女共同参画に関連する図書の紹介記事を館内に掲示。また、生涯学習センター図書館において、平成16年11月12日～25日の間、テーマ図書展示コーナーにて、DV関連の図書を展示・紹介した。	B	図書館

男女共同参画推進のための調査・研究

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.32 男女平等、男女共同参画に関する市民の意識・実態調査の実施	4.1,2,3	市の男女共同参画の今後の施策展開を考えるうえで、その都度テーマを決め、調査を行い反映させる。平成16年度は、育児休業法関連など、市内競争入札参加有資格者に対し、アンケートを実施した。(送付部数 500部)市内の企業の一部ではあるが、企業内で男女共同参画に対する取組状況の貴重なデータを得た。	B	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	男女共同参画を推進するための拠点である男女共同参画センターを前年度に開設し、講座の開催や情報提供を充実した。

今後の課題

今後は、男女がともに学び、ひとりひとりが持っている力を発揮して、学んだことを実践につなぐことができるような講座の開催を行うことが課題である。

また、あらゆる年代の人が講座に参加できるよう、子育て中の人のための託児を広めていくことや、家庭に直接働きかけるような啓発が必要である。

課題説明

現状
 女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性への人権軽視などがあり、社会問題となっている。

目指す方向
 DVなど性に関わる問題は、人権の問題であり、女性と男性が対等な存在として互いに尊重しあう意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 1
男女平等と共同参画の意識づくり

(3) 人権を尊重する意識の醸成と擁護

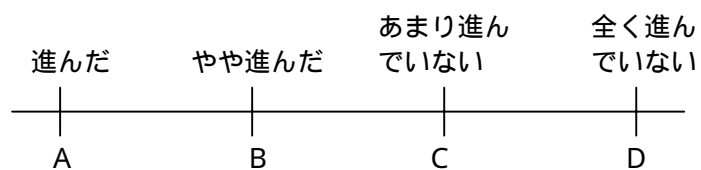
<p>施策</p> <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習 人権の尊重に基づいた相談と援助</p>	<p><基本計画上の位置付け></p> <p>NO.10 人とひととの支え合い NO.12 暮らしの相談・支援</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 15 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 16 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 17 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.33 DV*1を理解するための啓発、情報提供の充実	1	DV防止法の改正(平成16年12月2日施行)に伴い、DVについて広く市民に知ってもらい、理解を深めてもらうため、啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか?」を作成した。庁内各施設の窓口配布・ホームページ掲載を通じて啓発を行い、冊子を見た市民からの問い合わせや相談があった。	A	男女共同参画課
No.34 DVの相談体制の充実と緊急一時保護の実施	1	男女共同参画センターでは、「女性のためのカウンセリング」(週2回)や「女性のための相談」(週1回)の中でDV相談を受けたほか、弁護士による「DV法律相談」を実施した。併せて、相談担当職員による電話相談でも、DV相談に応じた。(DV相談件数は増加)また、相談等から、緊急一時保護が必要であるなどの判断をした場合は、母子相談員につなぐなどの連携を図った。	A	男女共同参画課
		都母子自立支援・婦人相談員、市面接員等の相談業務を通して、夫やパートナーから暴力や虐待からの緊急一時保護の広域的な対応を実施した。(相談113件、一時保護24件)また、男女共同参画センターと連携をとり、DVの相談体制の充実が図られた。	B	生活福祉課
No.35 DV被害者支援のための関係機関・団体との連携の強化	1,2	DV防止法の改正を受け、平成16月7月に、警察・弁護士・医師等、庁内外の管理者レベルの関係機関による「DV被害者支援連絡協議会」と、実務的な連携を図るための「関係機関担当者会」を発足させた。(協議会2回、担当者会2回開催)定期的に会議を開催し、DV被害者支援にあたり、共通認識を持つと共に、各機関の役割や相互の連携の必要性について確認した。	A	男女共同参画課
No.36 性被害から青少年を守るための啓発、情報提供の充実	1	青少年対策地区委員会及び青少年育成指導員による地域パトロール活動、注意・啓発看板設置、育成環境浄化活動を行った。	C	児童青少年課
No.37 セクシュアル・ハラスメント*2についての啓発	1	男女共同参画センターの情報資料コーナーに、セクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、生涯学習センター図書館に、セクハラ・DV関連図書の特設コーナーを設置して、啓発を行い、貸出しを呼びかけた。	B	男女共同参画課

人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.38 性の商品化や売買取春、メディアリテラシー*3についての意識啓発	1	「第14回女と男のいきいきフォーラム八王子」の分科会として、「メディアが決める!?あなたの生き方・私の生き方」のテーマでディスカッションを実施。男女共同参画社会実現への一助としてメディアリテラシーについて、参加者の理解が深まった。	B	男女共同参画課
No.39 学習指導要領に準じた適正な性教育の実施	1	各学校において、性教育の年間指導計画の作成と教育委員会への提出を行っている。(全校実施)	B	指導室
No.40 性教育に携わる教師への研修の充実	1	保健主任研修会を実施した。研修会により教員の意識改革が進みつつある。(年間2回)	B	指導室
No.41 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*4に関する啓発	1,9	平成16年度は、啓発に関わる事業を実施できなかった。	D	男女共同参画課

人権の尊重に基づいた相談と援助

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.42 女性のための相談機能の充実	1,9	夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係の悩み、妊娠・出産更年期などの不安、女性の人権に関わる法律や裁判の相談に、専門の相談員(女性)が応じた。「女性のための相談」「カウンセリング」「保健相談」「DV相談」「弁護士相談」併せて、相談担当職員による一般相談も随時行った。相談の回数や種類の拡充を図ると共に、ホームページ・センターだより・各種啓発紙などを通じて相談事業を周知し、相談件数は増加した。(808件)	A	男女共同参画課
No.43 市民相談の充実	1	人権相談として、毎月10日の定例相談及び特設相談(2回)を実施した。人権相談の存在について周知され、相談件数は増加した。(15件)	B	総務課
		弁護士による無料法律相談をはじめ、税金・登記・相続遺言等の相談を定期的に行った。また、窓口においても、日常的な相談や案内等を行っている。16年度は、無料法律相談を週4日実施。(1,994件)	B	暮らしの安全安心課
No.44 外国人女性への情報提供	1	外国人相談会において、相談員として参加した。DV啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか?」(参画センターでの相談の案内含む)の英語版を作成し、相談会場で配布した。また、他機関(国・都など)で行っている外国人相談の情報提供を行っている。	B	男女共同参画課
No.45 セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の整備	1,9	男女共同参画センターで行っている各種相談の中で相談に応じている。	C	男女共同参画課
		相談窓口設置を推進している。小学校15校・中学校9校で設置、窓口未設置校でも対応担当者を設定させている。	B	指導室

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	DVについて、庁内外機関との連絡協議会が設立されて、被害者支援のための連携を図ることができる環境が整った。

今後の課題

DVやセクハラは、人権問題であるという認識を徹底させて、防止を図るとともに、DV被害者への自立支援を含めた具体的な施策の実施と関係機関の連携、また相談の充実についても、進めていく必要がある。

また、性教育についても、人権の尊重に関わる問題であるという認識の啓発が課題である。

* 1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されます。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられることもあります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」と記述されています。

* 2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

* 3 メディアリテラシー

一部のメディアでは、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられことも少なくないことから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。

* 4 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

課題説明

現状
 女性の社会進出は進むものの、政策・方針決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況にある。

目指す方向
 審議会などへの女性の登用を推進するとともに、女性の政治への参加を促すための意識づくりに努める。また、市職員の意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 2
あらゆる分野への男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進

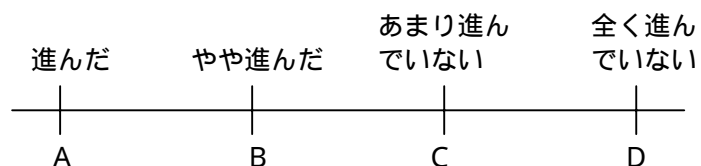
<p>施策</p> <p>審議会などへの参画の推進 行政運営への参画の推進 政治参加への意識づくり</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.09 人材の育成と活用 NO.10 人とひととの支え合い</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 18 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 19 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 20 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



審議会などへの参画の推進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.46 女性の参画率の向上	4	審議会等委員への女性の参画促進を目指し、平成12年度に設置した「八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱」に基づき、女性の参画率を調査・把握した。16年度は36.8%。(前年より1.2%減少)また、情報紙「ぱれっと」で市民に数値公表し、市民への働きかけも行った。	C	男女共同参画課
No.47 民間団体等への意識啓発の実施	4.3	男女共同参画施策推進委員を町会自治会連合会から選任し、男女共同参画についての理解を深めてもらった。	D	男女共同参画課
No.48 女性の参画のための人材育成及び人材情報の収集と提供	4.3	「女性のための自分磨きのパソコンさろん」を実施。パソコンの技術を習得することにより、受講者が自信を持ち、地域参画が達成されることを目的として、講座を開催した。受講者数延べ415人。人材情報の収集と提供は17年度に実施予定である。	C	男女共同参画課

行政運営への参画の推進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.49 配置や職務分担における男女平等の徹底	4,3	「職場での話合う環境づくり」を目的として、コミュニケーションシートを試行実施した(常勤の一般職対象)。仕事の状況、能力、資格、適性(取り組んでみたい業務)、家庭の事情等について上司と意見交換をし、上司との意思の疎通が図れた。	B	職員課
No.50 女性職員に対する意識啓発と人材育成	4	男女共同参画課と共催で職員研修を実施した。さらに、民間で活躍する女性の仕事への取組みに対する体験などを聴き、中堅女性職員の一層のスキル・アップと能力発揮の推進を図るため、また、他自治体の女性職との交流を通じて、人的情報ネットワークの形成を図るため、「地方自治体女性職員交流研究会」に8名の女性職員を派遣した。	C	職員課

政治参加への意識づくり

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.51 選挙に関する啓発活動の充実	4	啓発活動、講座、講演会等を行い、政治意識の向上に努めた。(しろばら講演会、話しあい活動、地域運動会等での啓発、市議会傍聴、明るい選挙賛同者「しろばらの友」募集等)平成13年度と平成16年度の参議院議員選挙における八王子市の女性投票率は、東京都選出で2.69ポイント、比例代表選出で2.68ポイント上昇。都平均との差においても、東京都選出で0.33ポイント、比例代表選出で2.68ポイントあがっている。	B	選挙管理委員会事務局
No.52 市議会に関する情報提供の充実	4	市議会や政治について市民の意識の高揚に努めるため、「市議会だより」を発行。(定例会号4回、計777,900部)。また、議会運営・しくみ等を解説したパンフレット「市議会のあらまし」を作成した。市のホームページの「議会事務局」のコーナーを随時情報更新するとともに、市議会だよりのPDF版や本会議録を各定例会後に掲載している。また、各定例会初日には「議場コンサート」を開催し、そこで配布するリーフレットに当該定例会の日程を掲載。	B	議会事務局庶務調査課
No.53 女性の政治への参加を促すための情報提供	4	新聞記事の切り抜きの掲示、関係資料の情報資料コーナーへの配架、雑誌の定期購入を行った。	D	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
C	審議会等委員への女性の参画率が減少したことや、民間団体への啓発の実施や女性の政治への参加促進など次年度以降への積み残しがあった。

今後の課題

審議会などへの女性の参画率向上のためには、民間団体等への働きかけや女性の人材情報の継続的な収集・提供が課題である。また、参画率の向上だけでなく、女性委員ゼロの委員会をなくすことが大きな課題である。

さらに、女性の政治参加のために、情報の収集と提供について工夫を行い、意識づくりを進めていくことが課題である。

参 考

**** 人間開発指数 (HDI) とジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) ****

➤ 教育水準などで表される人間開発指数では、日本は第 9 位ですが、女性の能力活用を表すジェンダー・エンパワーメント指数では、第 38 位です。女性が能力を十分に発揮できていない状況がうかがえます。

	人間開発指数 (HDI)	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)
順位	国 名	国 名
1	ノルウェー	ノルウェー
2	スウェーデン	スウェーデン
3	オーストラリア	デンマーク
4	カナダ	フィンランド
5	オランダ	オランダ
6	ベルギー	アイスランド
7	アイスランド	ベルギー
8	米国	オーストラリア
9	日本	ドイツ
10	アイルランド	カナダ
...	
38	ハンガリー	日本

「人間開発報告書」(2004 年) より作成

* 人間開発指数 (HDI)・・・平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、1 人あたり国民所得を用いて算出、人間開発の達成度に焦点をあてたもの。

* ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)・・・国会議員、専門職・技術職、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出、能力を活用する機会に焦点をあてたもの。

課題説明

現状
 家庭において、家事・育児などへの男性の関わりが少ない状況にある。また、地域では定年後の男性を含め、男女共に、積極的な参画が求められている。

目指す方向
 男女ともに、仕事や家事・育児等を担って、家庭生活における責任を果たし、また、あらゆる年代の男女がお互いを尊重しつつ、主体的に地域に関わるような環境づくりを行う。

プラン体系

主要課題2
あらゆる分野への男女共同参画の促進

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

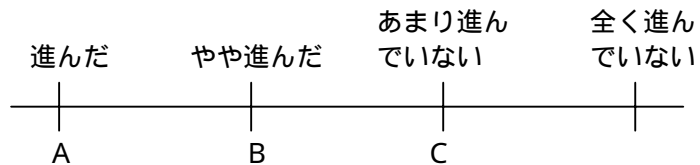
<p>施策</p> <p>家庭における参画の促進 地域活動への参画の促進 市民協働・ボランティア活動への参画の促進</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.02 市民と行政との協働 NO.11 地域での支え合い</p>
--	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 21 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 22 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 23 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



家庭における参画の促進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.54 男性の家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の開催	4,3,6	小学校高学年の子どもとその父親を対象とした、ペアづくり講座を開催した。参加者数 延べ42名。	C	男女共同参画課
		消費生活の向上に資する為、各種教室、講座などを実施。(年末くらしの教室1、夏休み親子教室2、消費生活講座11)実施回数が前年度より減ったため、参加者減になっているが、男性参加者が女性参加者を上回っている講座もあった。	C	暮らしの安全安心課
		在宅介護支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。(開催回数317回、参加人数5,484名)	B	高齢者支援課
		成人講座「高齢者介護～介護してみる・されてみる～」を開設した。(年1回)	C	学習支援課
No.55 父親の参加も呼びかける母親学級等の実施	4,3	「こんにちは赤ちゃん」(母親学級)では、初妊婦とその家族(父親等)に対し講義・実習・情報提供や、仲間づくりの機会を提供し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援した。また、「パパママクラス」(両親学級)では、初妊婦と父親が妊娠、出産、育児に関する情報を共有することにより、相互に理解し、支えあい、心豊かに子育てに取り組めるよう支援した。母親学級等の父親参加者数は220名で、前年より増加した。	B	保健センター
No.56 情報紙等による啓発	4,3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」を発行し、「若者にみる結婚観」の特集を組み、社会問題化している若者の未婚化に性別役割分担意識が関連することを指摘、それにとらわれない意識づくりの啓発を行った。また、DV防止法の改正に伴い、チラシを2,000部作成、センター利用者等に配布を行った。	B	男女共同参画課

地域活動への参画の促進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.57 地域活動における男女共同参画促進の啓発	4.5	パソコン講座を開催し、パソコン技術の習得による女性の地域への参画を促した。	C	男女共同参画課
No.58 地域活動の中心となる人材の育成	4.5	中高年男性向け料理講座および女性のためのパソコン講座を開催し、それぞれの技術を習得することによって、受講者の自立と地域参画が達成されることを目的とした。受講者数は、「料理」180名、「パソコン」415名。共に、自主活動グループが立ち上がった。	B	男女共同参画課
		シニア元気塾の開催。社会参加の第1歩のための知識と技術を習得するための「教養コース」と、既にボランティア等で活躍している方を対象とし、さらに地域の活動の核となっただけのための「コーディネーター養成コース」を設定した。受講者数が増加。	B	高齢者支援課
		生涯学習コーディネーター養成講座を開設し、市民主体の生涯学習活動を実践するためのリーダーを養成した。(開催2回、修了生49名)前年度講座修了生が「八王子生涯学習コーディネーター会」を設立、16年度講座修了生も会に加入し、市民主体の生涯学習活動に取り組んでいる。	B	生涯学習総務課
		市民自由講座で、「ボランティアのすすめ」他2つを開催した。	B	学習支援課
No.59 地域での自主的コミュニティ活動の促進	4.5	地域の問題解決や共通する目標の実現に向け、地域内で中心的に活動している団体である町会、自治会に対し補助金を交付した。(加入世帯数 152,165世帯)	B	協働推進課

市民協働・ボランティア活動への参画の促進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.60 ボランティアの養成	4.5	市民活動支援センターでボランティア、NPOに関する情報の提供を行っているが、ボランティアの養成は行っていない。	C	協働推進課
		八王子市社会福祉協議会でボランティアの養成(ボランティア活動相談、ボランティア等養成講習)を行っており、市はこれらの事業に対して補助金を支出した。(登録ボランティア援護団体数111)	B	健康福祉総務課
		週末の小学校施設を開放し、地域の人材やボランティア、子どもたち自らが講座等を企画実施することにより、地域の教育力の向上を目的とし、「サタデースクール」を実施。実施地区34小学校地区。各地区では参加者数は増えてきてはいるが、新たな実施地区の増がなかった。	C	生涯学習総務課

No.61 NPO・ボランティアに関する情報提供の充実	4.5	市民活動支援センターにおいて、ボランティアや市民活動に関する情報の収集と提供を行っており、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネートをはじめ、様々な相談等に対応した。相談件数は1,563件で、前年より増加した。	B	協働 推進課
		八王子市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心に各種情報を提供、ボランティア活動を行うための有効な情報源となっている。市はこれらの事業への補助金（ボランティア活動援護事業、ボランティアセンター管理運営費）を支出した。	B	健康福祉 総務課
No.62 市民活動の拠点の充実	4.5	市民活動支援センターにおいて、交流会・ミーティング・会議・情報交換の場として、会議室の無料貸出やコピー機、印刷機等の有料貸出をしているほか、情報の収集と提供、市民活動に関する様々な相談業務、各種研修会の開催などを行った。会議室の利用件数は499件で、前年より増加した。	B	協働 推進課
		八王子市社会福祉協議会で、市内2ヶ所（元横山町、南大沢）にボランティアの活動拠点であるセンターを設置し、ボランティア活動をサポートした。市はこのセンター管理運営費について補助金（ボランティアセンター管理運営費）を支出した。	B	健康福祉 総務課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
C	家庭・地域における男女共同参画の促進は、これからの大きな課題であり、より一層の推進が求められている。

今後の課題

地域への参画については、男性、特に団塊の世代の人々が定年退職を迎えようとしているなか、いかにして市民活動に関心をもってもらえるか、また、講座参加者など、活動を始めようとする人への活躍の場の提供が課題である。

課題 6

国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

課題説明

現状
男女平等は、国際的な課題であり、国際的な視点でとらえることが必要とされている。

目指す方向
国際交流を通して、他の国の社会や文化を理解するための、学習の機会や資料の提供を推進する。

プラン体系

主要課題 2
あらゆる分野への男女共同参画の促進

(3) 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

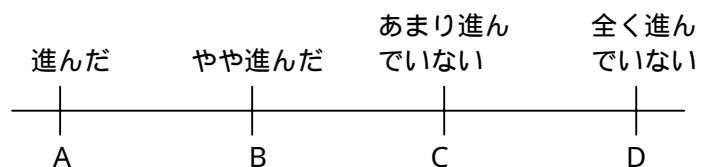
<p>施策</p> <p>21 国際理解に関する学習機会の拡充</p> <p>22 国際交流の推進</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.26 文化交流の推進</p>
---	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 24 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 25 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 26 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



国際理解に関する学習機会の拡充

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.63 国際的な視点に立った学習機会の充実	10	市民企画の女性学講座で、「女性の人権と国連」「女子差別撤廃条約」等についての講義を行った。講座参加者数 延べ 45 名。	B	男女共同参画課
No.64 海外資料の提供の充実	10	男女共同参画センターにおいて、資料の収集や雑誌の定期購入を行い、センター利用者に情報を提供した。男女平等に関する国際的な動向については、雑誌にて最新の情報を提供している。	B	男女共同参画課
		男女共同参画に関連する図書の収集を行い、市民に対して、図書の提供を実施した。	C	図書館

国際交流の推進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.65 国際交流の場と機会の提供	10	八王子市国際交流コーナーでの外国人と市民との交流事業、国際交流フェスティバル、留学生のための高齢者施設訪問等を実施した。外国人と市民との交流機会を拡大し、参加者数が増加した。	A	学園都市文化課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	外国人と市民との交流事業の拠点となる八王子市国際交流コーナーが開設され、交流の機会が拡大された。

今後の課題

男女共同参画センターにおいて、資料の充実とその周知を図るとともに、講座などを通して、男女平等について、国際的な視野でとらえることを広めていくことが課題である。

課題説明

現状
結婚や出産を機に仕事をやめた女性が再就職を希望するなど、経済的自立を求める女性が増えています。

目指す方向
女性の就業機会の拡大を促進し、情報提供の充実を図る。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(1) 就業機会の拡充

施策

- 23 就業援助
- 24 起業援助

<「ゆめおりプラン」との関連>
NO.33 体制づくりと人材育成

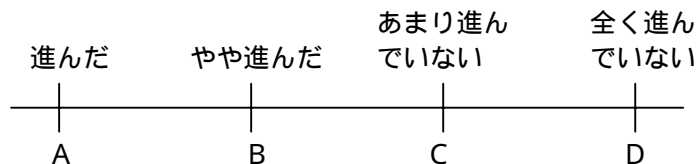
<関連する個別計画>
八王子市産業振興マスタープラン

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 27 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 28 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 29 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



就業援助

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.66 雇用機会の拡大による女性の就業機会の拡充	5	パートバンク事業として、八王子しごと情報館でパートからフルタイムまですべての求職者に対し、開所時間を午後5時から夜7時まで延長し、職業紹介・相談を実施した。来場者数は延52,079名。	A	産業政策課
No.67 就業援助のための講座の開催と情報提供	5,6	女性を対象としたエクセル講座を開催し、就職に有益な技術の習得を支援した。託児を付け、育児中の女性も参加しやすいよう配慮した。	B	男女共同参画課
		労政基本事業として、正しい労働契約などの知識を習得させ、就職を側面から支援するため、労働セミナーを開催するとともに、東京都労働相談情報センターと共催で、女性のための労働法講座や非正規型雇用の労働法講座を開催した。	B	産業政策課
		ワード・エクセル講座他3講座について実施回数を増やし開催した。	B	学習支援課
No.68 八王子しごと情報館での情報の提供	5	八王子しごと情報館でパートからフルタイムまですべての求職者に対し、開所時間を午後5時から夜7時まで延長し、職業紹介・相談を実施した。来場者数は延べ52,079名。	A	産業政策課
No.69 高齢女性就業のためのシルバー人材センターの活用	5	シルバー人材センター運営助成事業として、シルバー人材センターの援助・指導を推進しながら、高齢者の就業機会の拡充と生きがいの場の拡大に努めたが、会員数の増加がなかった。	C	高齢者支援課
No.70 母子家庭の就労相談	5	都母子自立支援・婦人相談員を通して、就業への助言、職業安定所への案内を実施した。相談件数は157件。	C	生活福祉課

起業援助

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.71 女性の起業への援助	5	女性・中高年事業創出支援助利子補給金事業として、国民生活金融公庫の貸付制度である女性・中高年起業家貸付制度利用者に対し、新規事業として利子の補助を行い側面支援することで、雇用の促進や産業振興を図った。	B	産業政策課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	八王子しごと情報館での開所時間の延長など、就労に関する情報提供の充実が図られた。

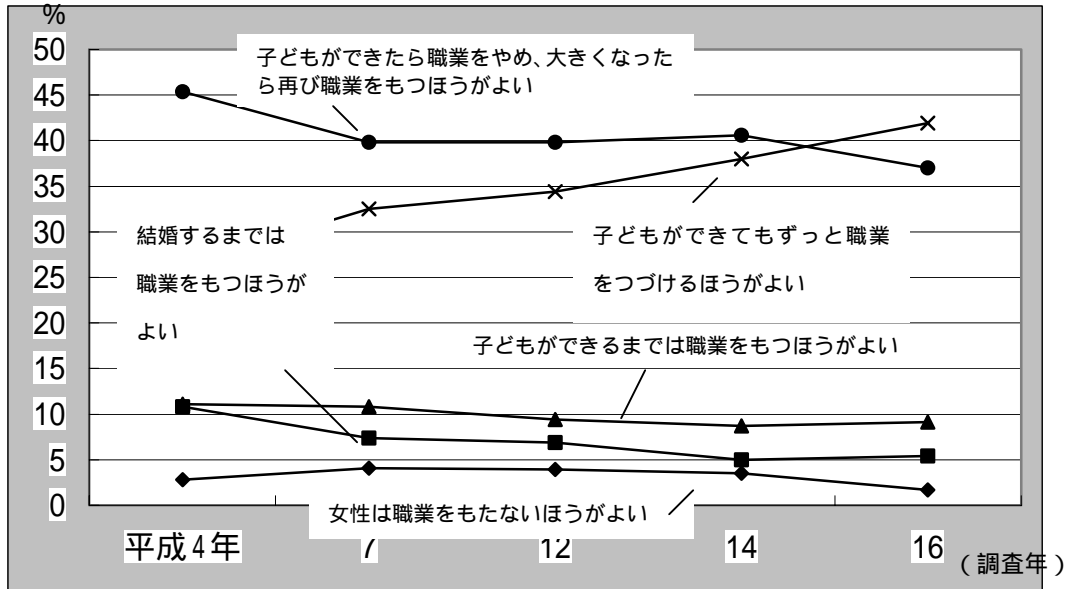
今後の課題

他機関や企業との連携を図ることによって、より充実した情報提供を行うことが課題。

参 考

***** 一般的に女性が職業をもつことに対する女性の意識変化 *****

* ずっと職業を続けるほうがよいと考える女性が増えています。



「男女共同参画に関する世論調査」より作成

課題説明

現状
 自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、経済や雇用状況の変化の中、男女が共に家計や経済を支えることが必要な状況にある。また、男性は長時間労働が続き、育児・介護休暇の取得が進んでいない。

目指す方向
 男女が、ともに仕事と家庭を両立できるよう、労働形態の多様化による保育ニーズに対応し、育児・介護休業などの制度の普及を図る。

プラン体系

主要課題 3
男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(2) 家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及

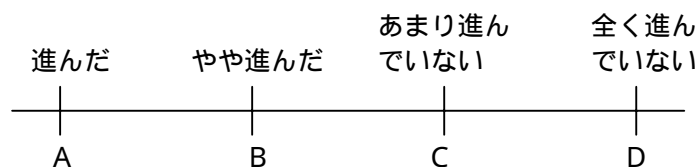
<p>施策</p> <p>25 保育・介護の充実</p> <p>26 育児・介護に関する制度の普及</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.13 子どもの健全育成</p> <p>NO.15 高齢者支援</p> <p>NO.16 社会保障</p> <p><関連する個別計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画 ・新地域福祉計画
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 30 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 31 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 32 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



保育・介護の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.72 保育所等の受入れ体制の充実	8	今後、需要の増大が見込まれる地域への民間保育園の新設及び増設などの施設の整備を促進し、受入体制の充実を図るとともに、都が設置を認証した認証保育所への補助事業並びに家庭福祉員及び保育室への保育の委託事業を実施。2保育室が認証保育所となり、更に1認証保育所が開設した。また、認可保育所の増設もあり保育所等への受入児童が増加した。	B	子育て支援課
No.73 延長保育、一時保育、病後児保育の充実	8	認可保育園で通常の11時間開所を更に延長して保育を実施。また、就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する一時保育を実施。病後児保育は、病気の回復期にあるが、まだ、保育所等で受け入れできない小学校2年までの子どもを預かるもの。一時保育事業の実施園の大幅増に伴い、利用実績が大きく伸びた。	B	子育て支援課
No.74 ファミリーサポートセンターの充実	8	既存の保育サービスでは対応が難しい緊急の用事などに伴う一時的な保育ニーズに対し、地域の中で育児を相互的に援助し、もって仕事と育児の両立を支援する。	B	子育て支援課
No.75 ショートステイ、トワイライトステイの充実	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業として、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設「こどものうち八栄寮」で短期的に養育することで子育て家庭を支援、利用実績が増加した。 ・トワイライトステイ事業として、保護者の帰宅が仕事その他の理由により、恒常的に夜間にわたるため、児童の生活に支障が生じている場合に、当該児童を「こどものうち八栄寮」又は「こどものうち八栄寮分園虹の家」に通所させ養育することで子育て家庭の負担を軽減し、利用実績が増加した。 	B	こども政策課
No.76 学童保育所の充実	8	就労などの理由により、学校の放課後に子どもの監護に欠ける場合に保育を行うものである。平成13年度より「一小学校区一学童保育所」の整備と民設の自主学童クラブの公設化を進めているが、年度当初計画4箇所について、すべて予定どおり新規開設を達成できたため。	A	児童青少年課
No.77 介護サービス相談の充実	8	介護保険サービスなどの利用者及び家族からの不平・不満・苦情申立ての窓口となり、施設職員や行政機関とは一定の距離をおいた立場で、利用者等を直接訪問し相談に応じ、事情聴取や調査を行い不満等の解消を図り、行政等に助言・勧告を行うオンブズマンとは異なる相談事業を実施し、市民の権利・利益等を擁護するが、それによりサービス内容や自立支援の充実につながり、結果として男女を問わず、労働分野への参画を促進した。介護サービス訪問ふれあい員活動状況2,183件。	B	高齢者相談課

育児・介護に関する制度の普及

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.78 育児休業及び介護休業制度の普及の啓発	8,3	市内事業所へのアンケート調査を行い、育児休暇、介護休暇の制度の有無や取得状況を調査するとともに、パンフレット「改正 育児・介護休業法のポイント」を同封し、事業者への周知啓発を行った。また、アンケートでは、子ども政策課と調整を図り、次世代育成支援対策推進法についても質問項目を設けると同時に、周知のためにパンフレットを同封した。	A	男女共同参画課
		労政基本事業として、育児・介護休業法の一部改正等、厚生労働省作成のパンフレットを配布するとともに、ホームページでPRした。	B	産業政策課
No.79 介護保険についての知識の普及	8	出前講座「介護保険てなに？」開催や、介護保険パンフレット・介護保険活用読本の継続配付による制度、利用方法の周知を行った。	C	介護サービス課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	保育所等での保育の充実が図られ、また、学童保育所が、新規開設されるなど、着実に進んでいる。

今後の課題

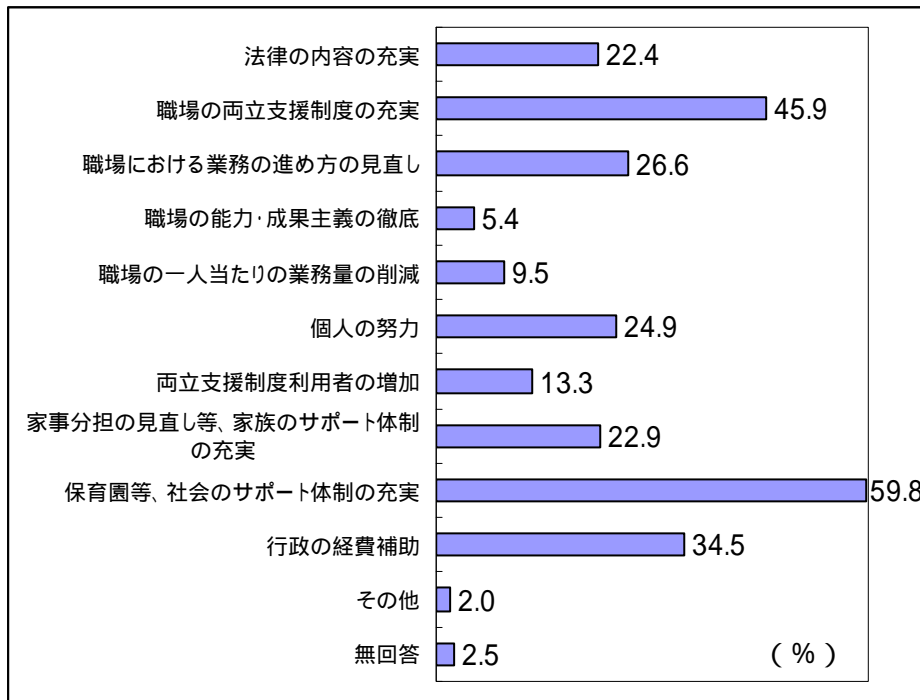
保育の充実については、定員枠の拡大や実施施設の開拓など、利用しやすさを配慮したサービスの充実が課題である。

また、介護サービスについては、平成18年度から介護保険制度の大幅な見直しが予定されており、市民へ知識・情報の提供を積極的に行っていく必要がある。

参 考

*****仕事と家庭の両立にあたり重要なこと*****

➤ 保育園等社会のサポート体制の充実が最も求められています。



東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書（平成15年度）より作成

課題説明

現状
 パートタイム労働や派遣など、多様な働き方が広がるなか、育児・介護休業などの法律の整備は進んでいるが、女性労働者を取り巻く環境は必ずしも十分ではなく、働きつづけることが依然として困難な状況にある。

目指す方向
 男女が性により差別されることなく働き続けることができるよう、職場の差別的慣行・慣習の是正等の啓発や関係法規・制度の周知の促進を行う。

プラン体系

主要課題 3
男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(3) 働き続けるための環境の整備

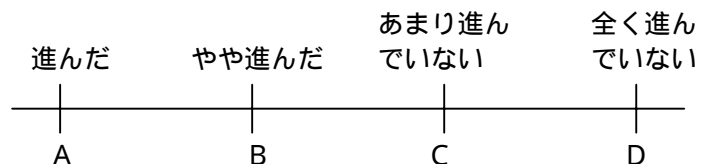
<p>施策</p> <p>27 平等な雇用のための制度普及</p> <p>28 環境の整備</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.33 体制づくりと人材育成</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 33 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 34 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 35 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



平等な雇用のための制度普及

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.80 労働セミナーなどによる労働関係法規等の周知・啓発	7	男女共同参画センターにおいて、労働関係法規等に関連する書籍・資料の提供を行い、ポスターやホームページ等で周知した。また、市内事業所へのアンケート調査を行い、育児休暇、介護休暇の制度の有無や取得状況を調査するとともに、パンフレット「改正 育児・介護休業法のポイント」を同封し、事業者への周知啓発を行った。	B	男女共同参画課
		労政基本事業として、労働法セミナーを開催した。また、東京都労働相談情報センターと共催で女性のための労働法講座や非正規雇用の労働法講座を開催した。	B	産業政策課
No.81 職場におけるセクシュアルハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	7	市内事業所へのアンケート調査を行い、セクシュアル・ハラスメントへの対応について調査するとともに、パンフレット「セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮」を同封し、事業者への周知啓発を行った。	A	男女共同参画課
		労政基本事業として、相談窓口を案内するとともに、労働法セミナーや東京都労働相談情報センターと共催した女性のための労働法講座のなかで男女平等を取り上げ、周知・啓発した。	B	産業政策課
No.82 母性保護に関する周知・啓発	7,9	男女共同参画センターにおいて、労働関係法規等に関連する書籍・資料等の提供を行い、ポスターやホームページ等で周知したが、企業・経営者の意識向上には、あまり寄与できなかった。	D	男女共同参画課
No.83 働きやすい労働環境のための啓発	7	関係資料を提供するため、男女共同参画センターに、労働関係法規等に関連する書籍・資料を置き、ポスターやホームページ等で周知したが、企業・経営者の意識向上には、あまり寄与できなかった。	D	男女共同参画課
		労政基本事業として、労働基準法などの知識の普及・啓発のため、労働法セミナーを開催するとともに、東京都労働相談情報センターと共催で、女性のための労働法講座や非正規型雇用の労働法講座を開催した。	B	産業政策課

環境の整備

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.84 働く女性のネットワークづくり支援	4,2,5	男女共同参画週間にちなんで、働く人を対象に仕事と生活の両立についての講演会を開催するにあたって、市内事業所に訪問して情報提供を行ったが、ネットワークのためのつながりにまでは発展しなかった。	C	男女共同参画課
No.85 男女平等の視点での優良企業の評価の検討	7	市内事業所にアンケート調査を行うにあたり、男女平等の視点での優良企業の評価の検討の参考資料とすることを目的として、各事業所で女性の活用や仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる事柄についての自由記入欄を設けた。	B	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
C	ポスターやパンフレットなどによる周知が主で、具体的な施策の展開は、次年度以降へ先送りした。

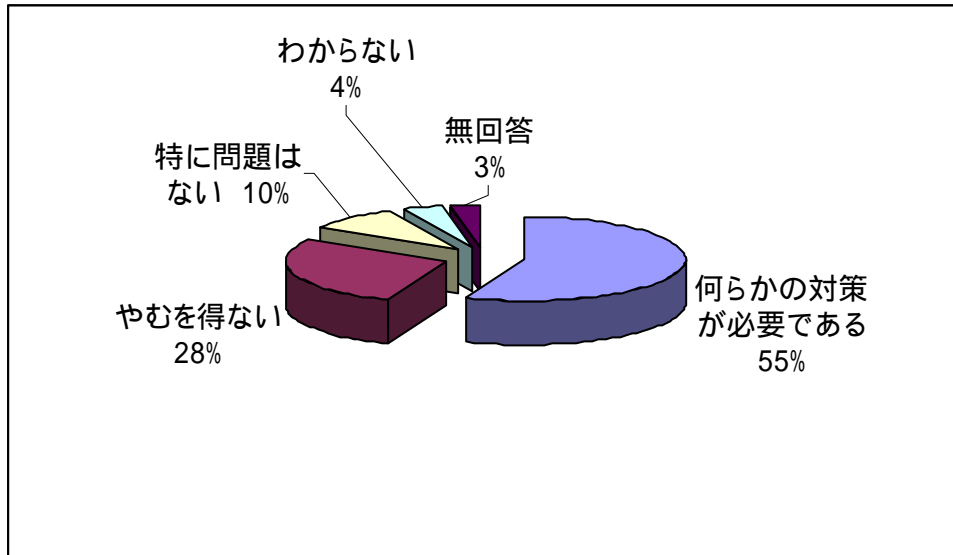
今後の課題

企業への働きかけは、進んではいるものの、市単独での働きかけは難しいことから、他機関との連携が課題である。

参 考

*** 女性が結婚・出産を契機に仕事をやめることが多い実態に対する意見 ****

* 女性が結婚・出産を契機に仕事をやめることが多い実態に対して、半数以上の人々が、何らかの対策が必要であると答えています。



「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査報告書」(平成14年度実施)より

課題説明

現状
 高齢社会の中、高齢単身者の8割が女性である。また、ひとり親家庭も増加しており、経済的に格差が生じがちな女性世帯が自立し、安定した生活ができるような環境づくりが求められている。

目指す方向
 単身高齢者やひとり親家庭が、安心して自立した生活が送れるような支援の推進を行う。

プラン体系

主要課題4
健康で安定した生活基盤の確立

(1) 生活の安定と自立の促進

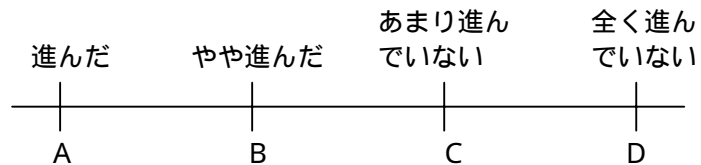
<p>施策</p> <p>29 高齢者への支援 30 ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援 31 福祉に関する相談の充実</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.12 暮らしの相談・支援 NO.13 子どもの健全育成 NO.15 高齢者支援 NO.16 社会保障</p> <p><関連する個別計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画 ・新地域福祉計画
--	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 36 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 37 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 38 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



高齢者への支援

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.86 高齢者世帯の公営住宅入居の支援と優遇	5	高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう配慮した高齢者集合住宅を建築し、LSA*5またはワーデン*6を設置することにより入居者が安心して生活が送れるように日常生活の援助を行う。(設置戸数141戸)16年度新設はなし。	C	高齢者支援課
		公営住宅における単身高齢者世帯の入居枠の確保を図った。都営住宅の単身者向けの割当は少なかった。	C	住宅対策課
No.87 高齢者世帯への住宅の確保支援	5	市としての制度はないが、住宅確保に向けての情報提供につとめた。	C	高齢者支援課
No.88 生活の自立支援のための学習の場の提供	5	概ね60歳以上の男性を対象とした、家庭料理の講座を開催した。(基礎4回、応用4回)料理のほか、生活に役立つ「元気生活豆知識」講座も行った。全8回の講座は、高出席率の参加(平均94%)があり、技術の習得を支援した。	B	男女共同参画課
		在宅介護支援センターで、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。開催回数及び参加者は増加。(開催回数317回、参加人員5,484名)	B	高齢者支援課
		ゆうゆうシニア「コンピュータをはじめ楽しむ」をはじめ高齢者向け講座を開催した。講座数は増加した。(11講座74回開催)	B	学習支援課

*

*** 5 LSA (ライフサポートアドバイザー：生活指導員)**

ワーデンが担う機能以外に、生活相談室における生活指導や相談、その他日常生活に必要な援助などを行う。

*** 6 ワーデン (管理人)**

入居者の安否の確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関等との連絡などを行う。

ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.89 児童育成手当の支給	5	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給し、家庭生活の安定と児童の健全育成を図った。(児童1人当たり月額13,500円)受給児童数7,856人。増加する申請者へ手当を支給し、経済的な自立支援が図られた。	A	子育て支援課
No.90 ひとり親家庭等への医療費の助成	5	健康保険による診療を受けた際、医療機関の窓口で支払うべき自己負担分(一部負担金を除く。)を助成し、ひとり親家庭の福祉の増進を図った。助成人数7,841人。増加する申請者等へ医療給付を行い、経済的な自立支援が図られた。	A	子育て支援課
No.91 ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣	5	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して日常生活の世話等必要なサービスを提供。実派遣数55世帯。申請者の増加に対応した。	B	子育て支援課
No.92 母子生活支援施設での自立支援の充実	5	監護する児童の福祉に欠ける場合に、保護者とともに施設に保護し、その生活を支援し自立の促進を図った。また、支援が必要となる母子の増加に対応し、受入施設の確保が図られた。	B	子育て支援課
No.93 母子・女性福祉資金の貸付による経済的自立の促進	5	児童の修学等、母子家庭等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けた。申請者の増加に対し必要な資金の貸付を行い、経済的な自立の支援が図られた。貸付件数275件。	B	子育て支援課
No.94 母子世帯の公営住宅入居の優遇	5	公営住宅入居において、ひとり親世帯の優遇を行った。市営住宅167名、都営住宅地元割当229名。市営住宅の募集が年2回になり、応募する機会が増えた。	B	住宅対策課
No.95 技能習得などによる経済的自立の促進	5	再就職を目指す女性を対象としたエクセル講座を開催し、就職に有益な技術の習得を支援した。託児を付け、子育て中の女性も参加しやすいよう配慮した。	B	男女共同参画課
		ひとり親家庭の保護者を対象にパソコン講習会を開催し、技能習得の機会を提供して、就業・就労を支援した。また、開催回数を増やした。(年1回 2回)	A	子育て支援課
		ワード・エクセル講座他3講座の実施回数を増やし開催した。	B	学習支援課

福祉に関する相談の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.96 ひとり親家庭の相談の充実	5	児童の養育、就労、家庭生活や経済的事情などに関する相談に対し、個々の実情に応じた情報提供や指導を行い、増加する相談に対応し、経済的、社会的自立を支援した。(延件数 1,842 件)	A	子育て支援課
No.97 女性福祉相談の充実	5	東京都女性相談センターと緊密な連携を取りながら、緊急の保護や自立の援助が必要な女性のための相談の充実を図った。相談実人員 641 名。	C	生活福祉課
No.98 高齢者相談の充実	5	介護保険を始め高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口対応を一体的に行い、市民の利便と効率を図った。更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置し、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図った。(相談件数 21,641 件)	B	高齢者相談課
		市内 11 箇所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応した。平成 17 年 4 月には、在宅介護支援センター長房を開設した。相談件数は減少。(14,232 件)	C	高齢者支援課
		高齢者及び家族が抱える生活、身の上などの各種の悩み事に対する相談を行った。(生活相談 25 件)前年度に比べ、男女の相談比率の差は少なくなった。なお、相談件数が減少しており、平成 16 年度から専門相談員を廃止し、職員が対応した。	B	大横福祉センター
		高齢者の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の利用等に対する相談を実施した。一方、専門相談員による相談を廃止し、平成 16 年度から職員対応で相談日は増えたが、相談数が昨年度より減少した。	C	東浅川保健福祉センター
		高齢者の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の活用等に対する相談を実施。高齢者の相談窓口が増加し、当センターの相談数は年々減少している。専門相談員を廃止し、職員が対応。	D	南大沢福祉センター
No.99 介護相談の充実	5	介護保険を始め高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口対応を一体的に行い、市民の利便と効率を図った。更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置し、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図った。(相談件数 21,641 件)	B	高齢者相談課
		市内 11 箇所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応した。平成 17 年 4 月には、在宅介護支援センター長房を開設した。相談件数は減少。(14,232 件)	C	高齢者支援課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	<p>ひとり親家庭の支援については、申請者の増加に対応して必要なサービスを提供するとともに、申請の簡素化を行い負担の軽減を図った。</p> <p>また、高齢者及び介護相談の実施にあたっては、申請・相談窓口の一体的な実施など、工夫を重ねて、市民の利便性を図った。</p>

今後の課題

高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、単身者向けの住宅の確保については、長期的な課題である。

また、女性福祉相談については、相談者が将来的に自立するための体制づくりが、急務である。

さらに、高齢者相談については、きめ細かな相談ができるよう、関係機関等との連携が課題である。

参 考

***** ひとり親世帯の年間収入 *****

*ひとり親世帯のうち、母子世帯においては、臨時・パート職が常用雇用者を上回り、また、収入においては、200万円未満が多くを占めています。

<現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合>

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600万円 以上	平均年間 就労収入
総 数	千世帯 879.8 (100.0)	(30.7)	(38.1)	(18.4)	(6.8)	(3.2)	(1.6)	(1.2)	162万円
常用 雇用者	356.1 (100.0)	(7.9)	(31.7)	(32.4)	(14.1)	(7.7)	(3.5)	(2.7)	252万円
臨時・ パート	424.9 (100.0)	(48.3)	(44.2)	(6.0)	(1.2)	(0.2)	(-)	(-)	110万円

<現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合>

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600万円 以上	平均年間 就労収入
総 数	千世帯 114.6 (100.0)	(3.3)	(10.0)	(22.5)	(19.2)	(14.2)	(12.5)	(18.3)	320万円
常用 雇用者	89.8 (100.0)	(-)	(6.4)	(21.3)	(21.3)	(13.8)	(14.9)	(22.3)	450万円

(注) 総数は不詳を除いた値

厚生労働省・平成15年度全国母子世帯等調査結果報告書より作成

課題説明

現状
 女性の社会参加が進んでいるなか、依然として高齢者などの介護の多くを女性が担っているほか、核家族化や長時間労働により、母親が子育てを一人で背負っている状況にある。

目指す方向
 男女がともに育児や介護を担い、社会全体で支援していくために、体制の整備や支援内容の充実を図る。

プラン体系

主要課題 4
健康で安定した生活基盤の確立

(2) 介護・育児のための支援体制の充実

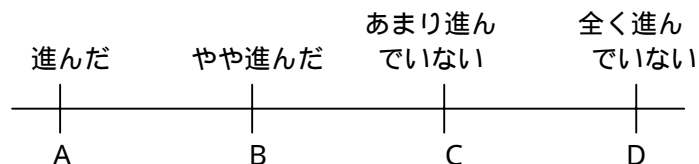
<p>施策</p> <p>32 介護支援のための体制の整備</p> <p>33 介護サービス等の充実</p> <p>34 子育て支援体制の充実</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.13 子どもの健全育成</p> <p>NO.15 高齢者支援</p> <p>NO.16 社会保障</p> <p><関連する個別計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画 ・新地域福祉計画
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 39 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 40 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 41 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



介護支援体制の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.100 介護保険制度についての周知	11,3	出前講座「介護保険てなに？」の開催や、介護保険パンフレット・介護保険活用読本の継続配付により、制度、利用方法を周知した。出前講座6回実施、参加者数152名。介護保険制度の利用者数は毎年増加している。	C	介護サービス課
No.101 在宅介護支援体制の充実	11,3	市内11箇所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応した。(平成17年4月に在宅介護支援センター長房開設)相談窓口は増加した。	B	高齢者支援課
No.102 性別によらない介護の意識づくりと情報の提供	11,3	在宅介護の知識やコツの習得と、介護に関わる心理面・制度面でのサポートを伝え、介護と仕事の両立を目指した介護講座を開催した。より実践的な内容とするため、デイサービスセンターで開催。介護サービスの利用につながった。	B	男女共同参画課
		在宅介護支援センターにおいて、予防教室を開催し、男女の区別なく介護に携われる意識づくりを行った。	B	高齢者支援課

介護サービス等の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.103 ショートステイ、緊急一時保護の実施	11	市内の老人ホームに一時入所し、体調調整・生活習慣の指導・家族の慰労等を行った。4施設で実施。利用者負担は1日2,080円。(生活保護者に対する減免あり)虐待、災害等により行き先のない高齢者等を一時的に保護する、緊急一時保護もを行っている。利用者実績は減少した。(8名、133日)	C	高齢者支援課
No.104 介護従事者の育成	11	多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識技術を有する訪問介護員(2級課程)の養成及び2級取得者の資質向上を図る研修を行った。(受講者数は、養成研修40人、資質向上研修26人)	C	高齢者相談課
		介護サービス従事者(介護支援専門員、訪問介護員、その他施設職員)を対象に資質向上を目的とした研修会を実施した。(実施回数2回、参加者数330人)	C	介護サービス課
No.105 介護保険対象外のサービスの充実	11	日常生活の動作に困難があるおおむね65歳以上の高齢者で、その者の居住する住宅の改修費用を給付し、在宅生活の質を確保した。予防給付11件、浴槽改修124件、流し・洗面台の交換8件、便器の交換19件。日常生活用具給付事業は、平成16年度で終了。火災安全システム事業を新設し、制度の充実を図った。	B	高齢者支援課

No.106 介護予防、自立支援のための機能訓練等の実施	11	在宅介護支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。開催回数・参加人員は増加した。(317回、5,484名)	B	高齢者支援課
		八王子市心身障害者福祉センターにて機能回復訓練を実施。身体障害者の四肢体幹機能の回復と残存する機能の維持を、理学療法士が専門的に指導訓練した。登録者数は若干増えてはいるが、訓練内容は継続者の利用がほとんどであり進んでいない。	C	障害者福祉課
		介護保険認定非該当の40歳以上の市民を対象に、疾病・加齢などで身体機能が低下している方に、機能訓練を実施した。介護保険制度の定着により、介護保険を利用する人が増えており、新規参加者は増えていない。	C	大横福祉センター
		介護保険認定非該当の40歳以上の市民を対象に、日常生活の活動の拡大と機能低下予防のための機能訓練を実施した。生きがい活動から介護予防訓練へ運営変更したことにより、参加者数も大幅増となった。また、教室終了後も継続して活動するために自主サークルを支援した。	A	東浅川保健福祉センター
		介護保険認定非該当の40歳以上の市民を対象に、日常生活の活動の拡大と機能低下予防のための機能訓練を実施した。病態別訓練と自主グループ訓練の開始により、訓練利用者の増加がみられた。	A	南大沢保健福祉センター

子育て支援体制の充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.107 子ども家庭支援センターを核とした地域子育て支援・相談体制の整備	11	平成16年10月、市内中心部に子ども家庭支援センターを開設し、関係機関との連携強化を図った。それまでの子育て相談センターは地域子ども家庭支援センターみなみ野として開設し、地域での子育て支援体制の確立を目指した。相談時間を拡大し、また2施設での実施になり、相談件数が大幅に増加している。(5,887件)	A	こども政策課
No.108 一時保育の充実	11	就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子供を保育する、一時保育を実施した。(8園で実施)一時保育の実施園の大幅増を図り、利用者のニーズに対応した。	B	子育て支援課
No.109 児童虐待防止のための体制整備	11	八王子市の子どもと家庭に関わる機関の連携を目指した「八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議」の中で、平成16年度は、「児童虐待防止」について特に取り組み、関係機関向けの「八王子市児童虐待防止対応マニュアル」を作成した。その過程で、各機関との連携強化も図った。	A	こども政策課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	子ども家庭支援センターを開設し、相談の充実や関係機関との連携を強化するなど、子育て支援の体制が充実した。

今後の課題

平成 18 年度から介護保険制度の大幅な見直しが予定されているため、制度改正に関する情報の提供を積極的に行っていく必要があり、男女に関わりなく、介護に携われる意識づくりが課題である。

次世代育成支援対策推進法による行動計画と連動しつつ、進捗を図っていくことが課題である。

課題説明

現状
 女性は、妊娠・出産に関わる特有の機能が備わっており、身体機能に応じた健康管理が必要であるが、定期的な健康診断を受ける機会が少ない。

目指す方向
 思春期・更年期など女性の一生を通して、心身ともに健康な生活が送れるよう、相談や啓発による支援の充実を図る。

プラン体系

主要課題 4
 健康で安定した生活基盤の確立

(3) 生涯を通じた健康づくり

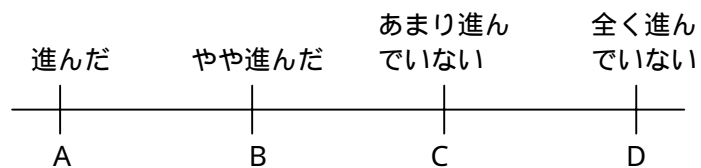
<p>施策</p> <p>35 妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談</p> <p>36 疾病予防と健康づくりの充実</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.12 暮らしの相談・応援</p> <p>NO.17 健康の維持・増進</p>
---	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 42 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 43 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 44 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.110 性に関わる健康に関する 情報提供と意識啓発	9	「夫婦で学ぶ更年期」、「思春期の子どもの心と体に向き合うために」の講座を通して、意識啓発を図った。また、講座受講者については、啓発に関して、一定の成果を挙げた。	B	男女共同 参画課
No.111 母子の保健に関する情報 提供と相談の実施	9	月1回実施している「女性のための保健相談」では、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安に対しての相談を受けているが、周知が行き届かず、実績に結びついていない。(16年度は9件)	B	男女共同 参画課
		妊娠届出時の「親と子の保健バック」配布や、各種健康診査・健康教育・相談・家庭訪問等を通して、母性に関する相談や知識の普及啓発、情報提供を行った。情報提供の拡充のため、医師会(産婦人科、小児科)を通して母子保健サービスや相談機関の周知を行った。また、保健センター・西寺方分室・南大沢分室の健康情報コーナーの充実を図った。	B	保健 センター
No.112 女性のライフサイクルに 応じた健康相談	9	「女性のための保健相談」を男女共同参画センターにて毎月1回実施。女性のライフサイクルに応じた幅広い健康相談を行った。保健センターに比べて、交通便利がよく、相談時保育が利用できるなどの利点がある相談機会の拡大を図った。	B	保健 センター
No.113 母親学級等の充実	9	初妊婦とその家族(父親等)を対象に妊娠、出産の経過、産後の体の変化及び家族計画等に関する知識の普及や指導を2日間コースにて実施。延べ受講者数1,279名。	B	保健 センター

疾病予防と健康づくりの充実

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.114 基本健康診査及びがん検 診の充実	9	老人保健法に基づき、生活習慣病を予防する一つとして、これらの疾患を早期に発見し、治療に結びつけるための各種検診を実施した。(基本健康診査、肺がん、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診等)各種検診受診者の延べ人数は、118,277名。男性と女性の受診比率は、圧倒的に女性が男性を上回る。(乳がん・子宮がんを除いた受診比率で、男:33.7%、女:66.3%)女性の比率の対前年度比較は若干ではあるが前年度を上回っており、健康意識は高まっていると言える。	B	地域医療 推進課
No.115 健康教育、健康相談の充実	9	女性が、自分自身の健康に関心を深めるよう生活習慣病、骨粗しょう症、食生活、歯科保健などの健康教育、相談を実施した。	B	保健セン ター
No.116 心の相談の充実	9	専門カウンセラーが、電話・面談により様々な心の悩みを抱えている人の相談に応じた。週3回実施。相談件数は、前年と比べて横ばいであった。(1,065名)	C	暮らしの 安全 安心課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	男女共同参画センターにおいて、講座の開催や女性のための保健相談を実施するなど、女性が健康について関心を持つ機会が拡充されたため。

今後の課題

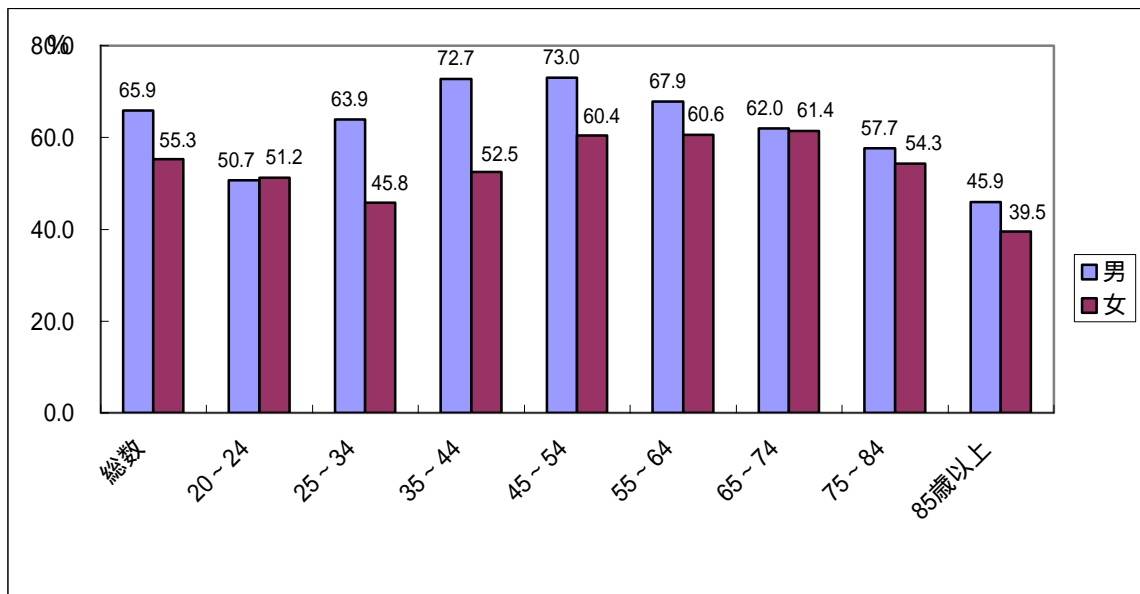
保健相談については、さらなる周知が課題である。
また、検診内容の見直しや受診機会の拡大等の検診業務の抜本的見直しや、講座などをおした精神的な支援のあり方の検討などが課題である。

参 考

***** 性・年齢階級別にみた健診や人間ドックを受けた者の割合 *****

- 25歳～64歳の年齢階級で、男女の受診割合の差が大きくなっています。
特に、出産・育児を担う年代の女性の受診割合が低くなっています。
また、仕事の有無別に健診や人間ドックを受けた者の割合をみると、「仕事あり」は67.6%、
「仕事なし」は49.2%という調査（同調査 仕事の有無別にみた健診や人間ドックの受診
状況の構成割合 より）もあり、仕事の有無が男女差に関係していると考えられます。

平成16年度国民生活基礎調査より作成



課題説明

現状

男女共同参画センターを開設し、男女共同参画施の推進拠点ができた。また、「男女がともに生きるまち八王子」を改定し、庁内への推進を図っている。

目指す方向

施策推進のため、庁内の連携及びプランの進行管理を進める。さらに、計画を効果的に進めるため、市民との連携や国・東京都・他区市町村との連携の促進を図る。

プラン体系

主要課題5

計画の推進

(1) 推進体制の整備

<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 37 庁内推進体制の強化 38 市民との連携の推進 39 施策の推進 40 国・東京都・他区市町村等との連携強化 	<p><「ゆめおりプラン」との関連> NO.10 人とひととの支え合い</p>
---	---

庁内推進体制の強化

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.117 男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議の運営	-	推進会議委員に、「男女が共に生きるまち八王子プラン-改定版」を配付して周知を図ると共に、職員対象の男女共同参画講演会への出席を依頼した。プラン改定版を配付し、周知を図ったものの、会議としての運営ができなかった。	C	男女共同参画課
No.118 男女が共に生きるまち八王子プランの進行管理の強化	-	「男女が共に生きるまち八王子プラン」を改定、事業状況を把握するだけの進行管理から、市民を取り込んだ評価システムの構築に着手した。(ただし、実施は17年度から。)	B	男女共同参画課

市民との連携の推進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.119 男女共同参画について活動する団体との連携の促進	-	男女共同参画センターの登録団体へ、場所と情報の提供を行うとともに、各団体からプランナーズ委員を選任し、講座の企画を協働で行った。団体との連携については、現在のところ、プランナーズを通しての連携はあるが促進ができていない。	C	男女共同参画課
No.120 男女共同参画センター運営協議会（仮称）の設置	-	平成16年9月に、「男女共同参画協議会」の施策推進機能と男女共同参画センターの運営について協議する機能を合わせた「施策推進委員会」（プランナーズ選出の市民委員4名を含む。）を設置した。	A	男女共同参画課

施策の推進

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.121 男女平等・男女共同参画についての調査、研究	-	今年度は、市内事業所へのアンケート調査を行い、育児休暇、介護休暇制度の有無や取得状況を調査するとともに、パンフレット「改正 育児・介護休業法のポイント」を同封し、事業者への周知啓発を行った。また、アンケートでは、子ども政策課と調整を図り、次世代育成支援対策推進法についても質問項目を設けると同時に、周知のためにパンフレットを同封した。	A	男女共同参画課
No.122 条例の制定についての検討	-	条例の制定について、他自治体の状況についての情報を収集した。	C	男女共同参画課

国・東京都・他区市町村等との連携強化

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.123 国・東京都との連携	-	東京都産業労働局主催の男女雇用平等問題担当者連絡会議や国立女性教育会館での相談員専門研修、また、東京都ウイメンズプラザによる相談員のスーパーバイズ研修などに、積極的に参加し、情報の収集や交流に努めた。	B	男女共同参画課
No.124 区市等関係団体との連携	-	市町村男女平等施策担当者連絡会に出席し、他自治体職員と男女共同参画施策について、情報交換を行うとともに、行動計画の策定についての研修を受けた。また、市町村男女平等施策担当課長会の設置の働きかけを行った。	B	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	男女共同参画施策推進委員会を設置して、施策の推進と男女共同参画センターの運営について、市民などの意見を反映させる仕組みをつくった。

今後の課題

プランの推進にあたって、外部評価を取り入れた評価のシステムを構築すること。また、庁内推進のために、推進委員会との効果的な連携が課題である。

また、国や東京都、他の自治体と連携して、DV被害者支援などについて、広域的に取り組む仕組みづくりが課題である。

課題説明

現状
 施策の推進にあたっては、各種の法律や制度などの充実が欠かせない状況にある。

目指す方向
 広域的に展開したほうが効果的な施策、国や東京都が率先して取り組むべき課題について、要望を行う。

プラン体系

主要課題5

計画の推進

(2) 国・東京都への要望

施策

41 国や東京都への要望

<「ゆめおりプラン」との関連>
 No.10 人とひととの支え合い

国・東京都への要望

事業名	視点	16年度事業実績	進捗度	所管課
No.125 国や東京都への要望	-	東京都の予算編成にあたって、DVにおけるシェルターへの助成について、要望した。	B	男女共同 参画課

今後の課題

他区市町村と連携を図って、国や東京都へ、必要性の理解を求めていくことが課題である。

2 - 2 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価

所管課からのヒアリング

- (1) 日 時 : 平成17年5月26日(木)
対象課題 : 主要課題3、4
所 管 課 : こども家庭部こども政策課、子育て支援課、児童青少年課
出 席 者 : 子ども政策課長、子育て支援課長、児童青少年課主任、子ども家庭支援センター

内 容

病後児保育の今後の実施予定について
産休明け入所保育所の確保や障がい児の受け入れについて
児童虐待防止への対応
子育て支援ネットワークについて

- (2) 日 時 : 平成17年8月29日(月)

- 対象課題 : 主要課題1
所 管 課 : 教育委員会指導室
出 席 者 : 指導室指導主事

内 容

職業への女性の参画について
性教育について
女性教師の管理職の受験拡大、男性教師の育児休業の取得について
セクシュアル・ハラスメントの相談窓口について
男女混合名簿の活用について

男女共同参画施策推進委員会による評価

男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

男女共同参画施策推進委員会
会長 広岡 守穂

八王子市は「男女が共に生きるまち八王子プラン」にもとづいて男女共同参画を推進していますが、その平成16年度における達成度の評価について、下記のようにまとめました。

1．全体を通して

まず最初に、プランの評価について、自己評価、第三者評価、数値目標と指標の3つの手法による評価の仕組みを採用したことは、高く評価できます。プランを推進するうえで評価は極めて重要ですので、今後とも引き続きこの仕組みにもとづいて評価を実施することが必要です。

自己評価のあり方について、多様な事業が実施されている中で、所管課が男女共同参画の視点で自己評価を行うためには、わかりやすい共通の評価基準をつくることが望ましいと考えます。

また、単年度で事業を評価するのではなく、計画全体からみた進捗状況を評価できるようにすることも重要であり、そのためには短期目標を設定するなど様々な点で評価方法を改善する必要があります。この点に早急に取り組んでください。

2．課題別評価（ヒアリングを行った課題について）

1) 主要課題1について

男女平等の意識づくりにおいて、学校教育は極めて重要な役割を果たしています。その取り組みの分野は、学科ばかりでなく、進路指導、性教育、さらには女性の管理職の登用、スクールセクハラ防止など、多岐にわたります。すべての分野についてしっかり取り組んでください。

特に生きる力をつけるうえで、女性が働くことについての具体的なイメージをつかむことができるような取り組みをしてください。この点、社会で活躍している人の話を聞くプログラムが検討されていることは評価できます。日本では科学技術分野における女性の進出が立ち遅れていることなどもあり、その際、科学技術の分野で働く女性を紹介するなど、きめこまやかな配慮を行ってください。

スクールセクハラ相談窓口についても、周知して下さい。

また、男性教員の育児休業取得を促進するための取り組みを行って下さい。

2) 主要課題3、主要課題4について

女性の社会参画を促進する上で、子育て支援はますます重要になっています。地域の子育てシステムの充実に力を入れてください。その際、子育て支援に関わるさまざまな機関や団体・グループのネットワークづくりが重要であると思われるので、このことに取り組んでください。

今年度、病後児保育が始まったことは高く評価できます。これからの病後児保育のあり方について、男女共同参画の視点を踏まえて検討し、取り組んでいただきたい。

保育所の受け入れ体制について、産休明け入所や障がい児の受け入れをいっそう充実させることが必要です。

2 - 3 指標と数値目標

この評価では、男女共同参画施策がどれだけ進んだかを表す目安となるような「指標」と「数値目標」を、主要課題別に設定しました。

「指標」とは、市が事業を実施した結果、社会がどれだけ変わったのかを表すものです。また、「数値目標」とは、市がどれだけ事業を進めることができたのかを表すものです。

指 標

1. 指標の設定

	主要課題	課 題	指 標
1	男女平等と共同参画の意識づくり	(1) 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備 (2) あらゆる場における男女平等に関する学習の推進 (3) 人権を尊重する意識の醸成と擁護	指標1 小中学校の女性管理職の割合 指標2 性別による役割分担意識にとらわれない人の割合 指標3 DV 被害を受けた人の割合
2	あらゆる分野への男女共同参画の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進 (2) 家庭・地域における男女共同参画の推進 (3) 国際理解・交際交流を通じた男女共同参画の促進	指標4 町会・自治会長への女性の参画率
3	男女が共に生き生きと働ける就労環境の形成	(1) 就業機会の拡充 (2) 家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及 (3) 働き続けるための環境の整備	指標5 女性の労働力率 指標6 女性の平均勤続年数
4	健康で安定した生活基盤の確立	(1) 生活の安定と自立の促進 (2) 介護・育児のための支援体制の充実 (3) 生涯を通じた健康づくり (2) 国・東京都への要望	指標7 高齢者における男女の所得格差 指標8 子育てサークル数

2. 指標の内容と現状

指標	指標の内容と目指す方向
1	<p>小中学校の女性管理職の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の小中学校における、女性の校長及び副校長の占める割合 ➤ 現在の数値 17.4% (16年度末現在 指導室) ➤ 教育の場における男女平等体制の整備が進むことにより、女性の管理職が増えて、学校教育に女性の視点が活かされることを目指します。
2	<p>性別による役割分担意識にとらわれない人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 家事・育児・介護について、女性(男性)が中心に関わるべきであると答えた人の割合 ➤ 現在の数値 12.8% (平成14年度 「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」) ➤ 性別によって役割を固定するのではなく、そのときの状況に応じて男女ともに関わっていくという意識の人が増えることを目指します。
3	<p>DV 被害を受けた人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 配偶者又は交際相手から何度も暴力を受けた体験者の割合 ➤ 現在の数値 22.7% (平成14年度 「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」) ➤ 啓発などにより、DVは人権を侵害するものであることを周知し、暴力を何度も受けた人の割合を減らすことを目指します。
4	<p>町会・自治会への女性の参画率</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の町会・自治会の女性会長の割合 ➤ 現在の数値 7.7% (平成16年度 協働推進課) ➤ 地域の活動に参加している女性は多いものの、意思決定の場に参画している女性はまだ少ないことから、会長に女性が占める割合の増加を目指します。

指標	指標の内容と目指す方向
5	<p>女性の労働力率</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内15歳以上の女性に占める労働力人口（就業者・失業者）の割合 ➤ 現在の数値 44.9% (平成12年 国勢調査報告より作成 「統計はちおうじ」より) ➤ 自分の能力を發揮して働くという選択をする女性が増えているほか、男女がともに家計や経済を支えることができるよう、女性の労働力率の増加を目指します。
6	<p>女性の平均勤続年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内事業所における女性の平均勤続年数 ➤ 現在の数値 6.8年 (平成16年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より、八王子市分を抽出) ➤ 男女が性により差別されることなく働きつづけられるよう、女性の勤続年数の増加を目指します
7	<p>高齢者における男女の所得格差</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の65歳以上男女の平均所得額の格差 ➤ 現在の数値 男性 2,302千円 女性 416千円 格差 1,886千円 *1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入 (平成17年3月31日現在 住民税課) ➤ 経済的に格差が生じがちな女性世帯が安定した生活ができるよう、男性の所得額との格差がなくなることを目指します。
8	<p>子育てサークル数</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内における子育てサークル数 ➤ 現在の数値 23団体 (16年度 こども政策課) ➤ 子育てを社会全体でサポートする環境が整うよう、子育てサークルの増加を目指します。

3. 指標について

これらの指標については、社会がどれだけ変わったのかを表すものなので、「男女が共に生きるまち八王子プラン」の計画期間の終了する時点で再度数値を把握し、比較を行うことにより、定期的に行う意識調査等で測っていく予定です。

数値目標

1. 数値目標の設定

施策がどのくらい進んだのかを相対的に表すもので、目標値に対する各年度の数値をもとに、進捗率を測ります。

「ゆめおりプラン」では、男女共同参画社会の推進において、「審議会等への女性の参画率」について、目標値を設定しています。

目標値、実績値及び進捗率

数値名	目標値 (a) (平成 19 年度)	実績値 (b) (平成 16 年度)	進捗率 ($b / a * 100$)
審議会等への 女性の参画率	42.0%	36.8%	87.6%

2. 課題

各所管課の事業について、男女共同参画の視点による目標値を定めることについては、今後の課題として、皆様のご意見を伺いながら、設定していきます。

3 資料

3 - 1 評価作業の経過

1. 自己評価の実施

(平成17年)

4月 各所管課へ自己点検票による進捗度の照会

5月 自己点検票の集約

プランに掲載されている125の事業について、平成16年度の事業内容、「男女共同参画の視点」から見た進捗状況と今後の課題について、各所管課が点検を行いました。

進捗状況については、前年度と比較して、「進んだ A」「やや進んだ B」「あまり進んでいない C」「進んでいない D」の4段階で表しました。

2. 男女共同参画施策推進委員会によるヒアリング

5月 第1回男女共同参画施策推進委員会の開催

8月 第2回男女共同参画施策推進委員会の開催

男女共同参画施策推進委員会で、こども政策課、子育て支援課、児童青少年課から主要課題3、4について、また、教育委員会指導室から主要課題1について、それぞれ、事業内容、評価の理由などの聞き取りを行い、内容の確認や問題点の整理などを行いました。

3. 各所管課へのヒアリング

9～10月 各所管課へのヒアリング

男女共同参画課が、主な所管課へ出向き、事業内容、評価の理由などについて、聞き取りを行い、内容の確認や問題点の整理などを行いました。

4. 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価の実施

11月 第3回男女共同参画施策推進委員会の開催

自己点検票をまとめた「個別事業評価」をもとに、男女共同参画施策推進委員会で、全体的な評価について、検討を行いました。

5. 評価報告書の作成

12月～1月 評価報告書の作成

男女共同参画施策推進委員会による評価（第三者評価）のまとめを行いました。個別事業評価(自己評価)とあわせて、平成16年度の男女共同参画施策の進捗状況について、庁内外から点検した、評価報告書を作成しました。

6. 今後の展開

評価報告書の公表

評価報告書を、市内図書館などに配置するとともに、ホームページでも見ることができるようにして、市民の方々に公表し、男女共同参画施策の推進について、意見を募ります。

男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議への報告

男女共同参画施策の推進を図るための庁内組織である「男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議」を開催して評価報告書とそれに対する市民の意見を報告します。その報告を踏まえて、男女共同参画施策の推進について、今後へ向けての意見交換を行います。

3 - 2 八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿・開催経過

1) 八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿

氏名	分野	選出又は所属	備考
ひろおか もりほ 広岡 守穂	学識者	中央大学教授	会長
みつはし ようこ 三橋 陽子	地域	民生児童委員	副会長
いしくち きょうこ 石口 恭子	教育	小学校校長会	
いちかわ よしまさ 市川 義正	市民	プランナーズ	
えんどう まさこ 遠藤 真子	市民	プランナーズ	
なみ き よしまさ 並木 好正	労働	東京都労働相談情報センター 八王子事務所所長	
せきしま さくこ 関島 サク子	市民	プランナーズ	
ときひさ いずみ 時久 いずみ	労働	アジレント・テクノロジー(株)	
やまもと とくたろう 山本 徳太郎	地域	町会自治会連合会	
よねむら ゆきえ 米村 幸江	市民	プランナーズ	

* プランナーズ・・・講座の企画等、男女共同参画センターの運営する事業を、協働で行うために、公募で選ばれた市民

2) 八王子市男女共同参画施策推進委員会 平成17年度開催経過

第 1 回	
日時	平成17年5月26日(木) 午後1時30分～3時30分
場所	クリエイトホール第7学習室
議題	1)「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進行管理について 進行状況調査について 所管課ヒアリング(こども政策課、子育て推進課、児童青少年課) 2)平成17年度男女共同参画センター予算の概要について

第 2 回	
日時	平成17年8月29日(月) 午後2時～4時30分
場所	男女共同参画センター
議題	1)「男女が共に生きるまち八王子プラン」ヒアリング(指導室) 2)平成17年度後期事業について 3)平成18年度事業について

第 3 回	
日時	平成17年11月29日(火) 午後2時～4時30分
場所	男女共同参画センター
議題	1)男女が共に生きるまち八王子プランの評価報告書について 2)男女共同参画センターの運営について

第 4 回 (予定)	
日時	平成18年2月23日(火)
場所	男女共同参画センター
議題	1)男女が共に生きるまち八王子プランの評価報告書について 2)男女共同参画センターの運営について

3 - 3 その他資料

八王子市男女共同参画施策推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 八王子市における男女共同参画の推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センター(以下「センター」という。)の運営に関係機関や市民の意見を反映させるため、八王子市男女共同参画施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 市長は、推進委員会に、次に掲げる事項の検討をさせ、検討された結果について報告を受けるものとする。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランに関し、調査、研究及び提言を行うこと
- (2) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関し、その進行状況について、調査、研究及び助言を行うこと
- (3) センターの事業計画に関すること
- (4) センターの運営に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期については前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長は必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

別表

選出区分	人数
学識経験者	1名以内
労政を代表する者	1名以内
事業者を代表する者	1名以内
地域を代表する者	2名以内
教育を代表する者	1名以内
プランナーズを構成するセンター登録団体に属する者	2名以内
プランナーズを構成する市民	2名以内

男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重され生き生きと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、総合的な施策の推進を図るため、男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、助役、教育長並びに市長部局及び行政委員会の部長職を充てる。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民活動推進部担当助役、副会長は他の助役及び教育長とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の職員を推進会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表に掲げる職員とし、必要に応じて変更することができる。
- 3 幹事会は、会長の命により、推進会議における検討に必要な事項の調査研究を行う。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 5 幹事長は、会長が指名し、副幹事長は幹事長が指名する。
- 6 幹事長は、幹事会の責任者とし、副幹事長は幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

- 7 幹事会は幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、必要に応じて関係職員を幹事会に出席させることができる。

(実務担当者会)

第7条 幹事会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、幹事長から付託された事項について調査、検討する。
- 3 実務担当者会は、各幹事の所属職員から幹事が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成15年8月18日から施行する。

推進会議幹事会構成員

(別表)

市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 男女共同参画課長
総務部	総務課長 職員課長 総務部主幹(人材育成担当)
生活安全部	暮らしの安全安心課長
健康福祉部	健康福祉総務課長 高齢者相談課長 高齢者支援課長 介護サービス課長 障害者福祉課長 生活福祉課長 地域医療推進課長 保健センター所長 大横福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長
こども家庭部	こども政策課長 子育て支援課長 児童青少年課長 こども家庭部主幹(こども家庭支援センター担当)
産業振興部	産業政策課長
まちなみ整備部	住宅対策課長
議会事務局	庶務調査課長
選挙管理委員会	事務局主幹
学校教育部	施設整備課長 指導室指導主事
生涯学習スポーツ部	生涯学習総務課長 学習支援課長 生涯学習スポーツ部主幹(図書館担当)

「男女が共に生きるまち八王子プラン」
- 平成 16 年度 評価報告書 -
平成 18 年 1 月

発行 八王子市
編集 市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町 5 - 6 クリエイトホール 8 階

TEL 0426 - 48 - 2230

FAX 0426 - 44 - 3910

e-mail b050900@city.hachioji.tokyo.jp